

故議員久保哲司君に対する追悼演説 る法律案

—

その後は、地域整備部の主幹として、関西国際

また、昨年成立いたしました「官製談合防止法」

しかし、君は志半ばにして、忽然と逝つてしまわ
れました。

法律の一部を改正する
議長は、裁判官訴追委員に川端達夫君を指名いたします。

よって、動議のとおり決まりました
議長は、裁判官訴追委員に川端達

たしまや

る」という理想のもと、調査・計画段階から事業の推進、関連地域整備に至るまで、難しい調整に率先して当たられました。

あなたの気配りの行き届いた、真心込めた仕事ぶりは、いつしか多くの人々の信頼を集めるようになつたのであります。

かくして、平成五年七月の第四十回衆議院総選挙に、推されて出馬された久保さんは、その清新な主張と溢れんばかりの情熱で、たちまちにして選挙民の心を捉え、多くの支持を得て、見事に初当選の栄誉を獲得されたのであります。（拍手）
本院に議席を得られてからは、厚生、運輸、農林水産、商工、倫理・選挙等の委員を歴任されました。

あなたの会議録を今読み直してみると、その問題意識の広さと深さ、そして庶民一人一人の代表者であろうとする一貫した姿勢に、改めて敬服するばかりであります。

あなたはまた、厚生、運輸、農林水産、経済産業、国会等移転委員会の理事として幾多の問題解決に当たられ、縦横の活躍をされました。

長年にわたって地方自治の現場で培つてこられた卓越した識見と優れた行動力は、国政の場においても遺憾なく発揮されたのであります。

さらに特筆すべきは、当選以来訴え続けてきた「政治改革」の推進にも大きな力を発揮されたこと

であります。

特に、平成十一年には、大きな政治課題でありました「あっせん利得処罰法」の成立に向けて、与党案提出者の一員として衆参両議院の委員会において何度も答弁に立ち、法律の必要性を説々と説いていました。

また、昨年成立いたしました「官製談合防止法」は、久保さんが与党プロジェクト・チームの中心となって、一年半の検討の成果をまとめ上げたものであります。

政治家久保哲司の人生は、「政治」が、そして「官」が鏡を正してこそ、国民の負託と信頼に応えることができるとの信念に貫かれておりました。さらに、平成十四年一月には、国土交通委員長の要職につかれました。常に、公正、公平な立場を堅持し、優れた調整力で円滑、円満な委員会運営に当たられる姿は、与野党を問わず、ひとしく尊敬を集めたところであります。

また、公明党にあっては、中央幹事、国会対策筆頭副委員長、大阪府本部代表、組織委員会委員長等を歴任され、党の運営、政策立案等に多大な尽力をなされたのであります。

あなたは、小さな体に大きなパワーを秘め、明朗闊達、いつも明るく、そして、何よりも「まいど」の声が似合う河内男であります。

私は、久保さんの豊かな見識と、一旦やりはじめたらとことんやり遂げる類まれな実行力に、深い敬愛の念を抱いて参りました。

久保さんと私は、大阪と和歌山の隣同士であり、また同期生ということもあって、国の将来から、中小企業問題、教育問題、そして、地元の交流など何でも語り合える掛け替えのない兄貴であります。

あなたは、本院議員に当選すること連続三回、政治活動十年という節目の年に當たり、「あらゆる壁を破る挑戦の年へダッシュ！」と自らを鼓舞し、「地方分権」をキーワードに、「国と地方を通じた行政システムの大転換を成し遂げるべく、まさしく「ダッシュ」されようとしておられました。

しかし、君は志半ばにして、忽然と逝ってしまわ
ました。

もはや、この議場にあのんなつっこい優しい笑
顔を見ることも、軽く手を上げて「おおきに」とい
うあの河内弁の明るい声を聞くこともかないませ
ん。

今日、内外の諸情勢を思うとき、久保さんによ
うな前途有為の政治家を失いましたことは、ひと
り公明党のみならず、本院にとりましても、国家
にとりましても大きな損失であり、惜しみてもな
く余りあるものがあります。（拍手）

久保さん、君が愛した、誇りある歴史と文化の
郷土、河内長野の自然に抱かれ、どうか安らかに
お眠り下さい。先生の御遺志は、多くの人々の心
に深く刻まれ、末永く受け継がれていくことであ
ります。（拍手）

ここに、謹んで久保哲司先生の生前の御功績を
たたえ、その人となりを偲びつつ、心から御冥福
をお祈りするとともに、久保先生を今日まで支え
てこられた奥様をはじめ、御家族の皆様の胸中には
思いをいたし、深く哀悼の意を表し、追悼の言葉
をいたします。（拍手）

○議長（綿貫民輔君） 裁判官訴追委員の選挙を行
います。

○下村博文君 裁判官訴追委員の選挙は、その手
続を省略して、議長において指名されることを望
みます。

○議長（綿貫民輔君） 下村博文君の動議に御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官訴追委員に川端達夫君を指名いたします。

日程第一　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外三名提出)

○議長(綿貫民輔君)　日程第一、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小坂憲次君。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小坂憲次君登壇〕

○小坂憲次君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有制限を課す時期を延期するほか、銀行等保有株式取得機構につき所要の措置を講じようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、銀行等による株式等保有の制限の施行期日を、二年間延期することにしております。

第二に、銀行等保有株式取得機構が銀行等の保有株式を買い取る際に徵収する売却時拠出金を廃止することにしております。

第三に、事業法人が保有する銀行株式の機構による買い取りの限度額を緩和することにしており

第四に、機構の存続期限を延長することにしております。

本案は、去る六月十二日当委員会に付託され、翌十三日提出者熊代昭彦君から提案理由の説明を

聴取した後、同月二十七日より質疑に入り、七月

四日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第百五十四回国会、内閣提出)(参議院送付)

○特例に関する法律案(参議院提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、日程第三、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案及び同報告書

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山本有二君登壇)

○山本有二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する、継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するための手続等を定めようとするものであります。

本案は、前国会、本院において修正され、参議院において継続審査となっていたもので、去る六月六日参議院において、法律番号に係る暦年を平成十五年に改める等の修正の上、本院に送付され、七月七日本委員会に付託され、翌八日提案理由の説明を省略し、討論を行った後、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案は、性同一性障害者であって、二十歳以上であることと現に婚姻をしていないこと、現に子がないこと、生殖腺またはその機能がなすこと等の要件を満たし、家庭裁判所の審判を受けた者について、新戸籍を編製することを基本とし、その者の戸籍の統柄の記載の変更手続を行なうこととするものであります。

本案は、去る七月一日参議院より送付され、八日本委員会に付託され、九日参議院法務委員長代

を聴取した後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

総務委員長提出、行政書士法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程

法律案は、委員会提出の法律案とすることに決しました。

本院は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決しました。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。総務委員長遠藤武彦君。

○遠藤武彦君登壇

行政書士法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(遠藤武彦君登壇)

○遠藤武彦君 ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、複雑・多様化する社会情勢に的確に対応し、行政書士の業務遂行能力の強化と規律の向上を図り、行政書士及びその業務に対する国民からの一層の理解と信頼を確保しようとするもので、その主な内容は、行政書士のみを社員とする行政書士法人を設立することができるものとするとともに、研修の義務づけ、国民一般からの懲戒処分の請求、懲戒処分の公告等を定めることとしております。

本案は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決しました。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

官 報 (号外)

<p>(特別委員辞任及び補欠選任)</p> <p>一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>災害対策特別委員 辞任</p> <p>奥谷 通君 原田 義昭君 補欠</p>	
<p>(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任)</p> <p>一、去る四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>政治倫理審査会委員 辞任</p> <p>日野 市朗君 鈴木 康友君 補欠</p>	
<p>(議案付託)</p> <p>一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)(參議院送付) 総務委員会 付託</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律案(第一百五十四回国会閣法第七九号)(參議院送付)</p> <p>法務委員会 付託</p> <p>一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案(參議院提出 參法第一七号)</p> <p>法務委員会 付託</p>	
<p>(質問書提出)</p> <p>一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>日本道路公団等のファミリー企業への天下りに関する再質問主意書(長妻昭君提出)</p> <p>人手透析に関する質問主意書(山田敏雅君提出)</p> <p>一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問主意書(伊藤英成君提出)</p> <p>鍼・灸・マッサージ・柔道整復施術と同療養費に関する質問主意書(斎藤鉄夫君提出)</p> <p>イラク復興特別措置法案における自衛隊の活動範囲等に関する質問主意書(長妻昭君提出)</p> <p>国、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人のタイムカード導入状況に関する質問主意書(長妻昭君提出)</p> <p>支援活動の実施に関する特別措置法案</p>	
<p>(議案通知)</p> <p>一、去る四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>日本郵政公社法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案通知書受領)</p> <p>一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>国立大学法人法案</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構法案</p> <p>国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案</p> <p>独立行政法人大学評価 学位授与機構法案</p> <p>独立行政法人国立大学財務・経営センター法案</p> <p>独立行政法人メディア教育開発センター法案</p> <p>次世代育成支援対策推進法案</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律案</p> <p>裁判の迅速化に関する法律案</p> <p>民事訴訟法等の一部を改正する法律案</p> <p>人事訴訟法案</p>	
<p>(答弁書受領)</p> <p>一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団の三分割・民営化等に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等のファミリー企業への天下りに関する質問に対する答弁書</p> <p>平成十五年五月三十日提出 質問 第九〇号 提出者 長妻 昭</p> <p>平成十五年七月四日 内閣衆質一五六第九〇号 提出者 長妻 昭</p> <p>平成十五年七月四日 内閣總理大臣 小泉純一郎 提出者 長妻 昭</p> <p>衆議院議長 締貫 民輔殿 提出者 長妻 昭</p> <p>衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再質問に対する答弁書</p> <p>〔別紙〕</p>	
<p>一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再質問主意書</p> <p>提出者 長妻 昭</p> <p>平成十五年五月三十日提出 質問 第九〇号 提出者 長妻 昭</p> <p>平成十五年七月四日 内閣衆質一五六第九〇号 提出者 長妻 昭</p> <p>平成十五年七月四日 内閣總理大臣 小泉純一郎 提出者 長妻 昭</p> <p>衆議院議長 締貫 民輔殿 提出者 長妻 昭</p> <p>衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再質問に対する答弁書</p> <p>〔別紙〕</p>	
<p>一、から四までについて</p> <p>平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、国家公務員、独立行政法人、特殊法人、認可法人又は國の機関が所管する公益法人を退職した者のうち一億円を超える退職手当(退職手当に相当する給付を含む。以下同じ)を受給した者が所属していた組織名、当該組織との今後の退職手当の最高額設定の予定及び一億円以上の退職手当の支給の可能性の有無は、別表のとおりである。</p> <p>なお、退職手当の額は、個人に関する情報であるため、お尋ねの最終役職等特定の個人を識別できることとなる事項については答弁を差し控えたい。</p>	

別表

所属していた組織名	今後の退職手当の最高額設定の予定	一億円以上の退職手当の支給の可能性の有無
内閣法制局 検察庁 会計検査院 衆議院法務局 参議院事務局 参議院法制局 裁判所 日本電信電話株式会社	<p>国家公務員の退職手当については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十一号）等の規定に基づき、退職の日における俸給月額及び勤続期間等に応じ、支給額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。</p>	<p>国家公務員の退職手当については、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）により、長期勤続者に対する退職手当の額の引下げ等が行われたところであり、平成十六年十月一日以降は、現行の俸給月額等を前提とした場合、国家公務員退職手当法の規定に基づく退職手当の額が一億円以上となることはない。</p> <p>なお、最高裁判所の裁判官については、最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十年法律第五十二号）が適用されることから、現行の俸給月額等を前提とした場合、退職手当の額が一億円以上となる可能性がある。</p>
株式会社に適用される商法（明治三十二年法律第四十八号）等の規定につとり、株主総会における決議を経て、在任期間等を勘案して決定し支給することとしており、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。	株式会社に適用される商法等の規定につとり、株主総会における決議を経て、在任期間等を勘案して決定し支給することとしており、今後一億円以上の額が支給される可能性の有無については、現時点では、不明である。	

(社) 商事法務研究会

今後、役員について定年制を導入し、それに伴い退職慰労金の算式の適正化を図るため、常勤役員退職慰労金規則を見直す予定であるが、退職慰労金は、同規則により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。

(社) 学士会

所管官庁からの指摘に基づき、平成十五年度中に職員給与規程の退職金に関する規定の見直しを行い、退職金の最高額を一億円未満とすることとしている。

平成十五年度中に役員退職慰労金支給内規を定め、一億円を超えない基準を設けることを理事会で決定したところである。同内規の具体的な内容については、現在検討中であり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。

(財) 中山報恩会

今後一億円以上の額が支給される可能性はない。

退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規則により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考える。

		（財）日本科学技術振興財団
（財）全日本労働福祉協会	（財）日本相撲協会	<p>所管官庁からの指摘に基づき、平成十三年度に常勤役員の在任年齢及び在任期間の上限を設け、平成十四年度には常勤役員報酬規程を定めたところであるが、退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規程等に基づき、個々の退職者の報酬、在任期間、在任中の功労等を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まつてゐるわけではない。</p>
役員退職慰労金は、役員退職慰労金	退職金及び功労金の在り方について	<p>退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規程等に基づき、個々の退職者の報酬、在任期間、在任中の功労等を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の退職者の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考へる。</p>
役員退職慰労金は、役員退職慰労金規定に	退職金及び功労金の在り方については、今後検討する予定であるが、退職金は、退職金支給規定に基づいて、在任期間及び勤務成績（地位）により具体的な金額が決定されるものであり、また、功労金は、相撲界における貢献の度合い、経済状況等を考慮して理事会により支給額が決定されるものであるため、退職金と功労金の合計で一億円以上の額が支給される可能性がないわけではない。	<p>退職慰労金は、常勤役員退職慰労金規程等に基づき、個々の退職者の報酬、在任期間、在任中の功労等を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の退職者の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考へる。</p>

(社) 日本海事検定協会	<p>規定により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び在任中の功労を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考える。</p>
(財) 母子衛生研究会	<p>平成十四年度に役員退任慰労金規程の見直しを行つたところであり、退任慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。</p>
(財) 電力中央研究所	<p>平成十五年度中に理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準を見直し、役員退職金規程を作成する予定であるが、現在、同規程の具体的な内容を検討しているところであり、お尋ねの事項については、現時点では未定である。</p>

		(財) 日本エネルギー経済研究所
(社) 日本プラントメンテナンス協会	所管官庁からの指摘に基づき、平成十四年度に見直しを行い、役員退職金の支給率を引き下げるところであるが、役員退職金は、役員退職金規程により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近かじめ最高額が定まっているわけではない。	役員退職金は、役員退職金規程及び役員退職金規程内規に基づき、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考へる。
（社）愛知県モーターボート競走会	所管官庁からの二度にわたる指摘等に基づき、平成十五年八月末を目途に、役員の報酬・賞与および退任慰労金に関する規程を見直す予定であるが、退任慰労金は、同規程により、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであり、あらかじめ最高額が定まっているわけではない。	退任慰労金は、役員の報酬・賞与および退任慰労金に関する規程に基づき、退職する個々の役員の報酬、在任期間及び勤務成績を考慮して具体的な金額が決定されるものであるが、最近の役員の在任期間及び報酬の現状等を考慮すると、実際に今後一億円以上の額が支給される可能性はほとんどないものと考へる。
平成十五年度に役員退職慰労金支給規程の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。	

(社) 岡山県モーターボート競走会	平成十五年度に役員退職慰労金支給基準の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。
(社) 香川県モーターボート競走会	平成十五年度に役員退職慰労金内規の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。
(社) 全国モーターボート競走会連合会	平成十五年度に役員退職慰労金支給規程の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。
(社) 東京都モーターボート競走会	平成十五年度に役員退職慰労金規程の見直しを行い、退職慰労金の最高額を一億円未満とすることとしている。	今後一億円以上の額が支給される可能性はない。

平成十五年六月二十七日提出
質問第一一二号

日本道路公団の三分割・民営化等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

日本道路公団の三分割・民営化等に関する質問主意書

日本道路公團を分割せずに民営化するという選択肢もあるのか、否か。検討中の答弁ではなく、非分割・民営化の可能性が少しでも存在するのか、否か、お示し願いたい。

全国ブール制・賞賛主義は見直すおつもり

る事項、今後検討すべき課題等を整理した上で、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進めることとしている。現時点では、お尋ねの事項を含め、道路関係四公團の民営化後の

いう方針である。さ

との問い合わせる。

か。見直すのであれば、どのように見直すか。

内閣衆質一五六第一二二号

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団の三分
割・民営化等に関する質問に対し、別紙答弁書
を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団の三分割・民営化等に関する質問に対する答弁

書
一から三までについて
一 日本道路公団の資料によると子会社・関連会社
りに関する質問主意書

日本道路公團、首都高速道路公團、阪神高速道路公團及び本州四國連絡橋公團(以下「道路関係四公團」という。)の在り方については、「道路改革について」(平成十四年十二月十七日閣議決定)において、道路関係四公團民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、これまでの同委員会の成果を踏まえつつ、審議経過や意見の内容を十分精査し、必要に応じ与党とも協議しながら、建設コストの削減等直ちに取り組むべき事項、平成十五年度予算に関連する事項、今後検討すべき課題等を整理した上で、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進めることとしている。現時点では、お尋ねの事項を含め、道路関係四公團の民営化後の新会社の具体的な組織形態及び新会社による高速道路等の整備の具体的な仕組みについての政府としての対処方針は決まっていないが、平成十六年の通常国会には、道路関係四公團の民営化に関する法案を提出する予定である。

平成十五年六月二十七日提出
質問 第一 一二三号

日本道路公團等のファミリー企業への天下りに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

日本道路公團等のファミリー企業への天下りに関する質問主意書

日本道路公團の資料によると子会社・関連会社は八十四社。うち、日本道路公團OBが社長を務める会社が七十四社ある。

扇・国土交通大臣は、平成十五年三月二十日の記者会見で、ファミリー企業の社長退陣を要請するのかとの問い合わせ、「その通りです。それは株主総会がそれぞれ違いますので言えませんけれども、今申しましたようにファミリー企業等々で御存じの、私国会で答弁してますけれども、全ての役員、天下りした人は、株主総会に向かってそれぞれ準備して退陣をしていただきたいと、それから今後OBの天下りはしないという方針をお願いしております」と回答されている。さらに、当面要請するのは八十四社か、との問い合わせに、扇大臣は「そうです」と回答されている。

1 八十四社(現在は八十三社)の社名、所在地、売上高、業務内容、社長氏名をお示し願いたい。さらに社長が日本道路公團はじめ四公團、府省等から天下りである場合、その会社名を天下り元名も含め、お示し願いたい。

2 八十四社ごとに日本道路公團はじめ四公團、府省等から天下りした役員が何人いるか、天下り元名ごとにお示し願いたい。

3 八十四社の株主総会開催の月日をお示し願いたい。

4 平成十五年六月三十日時点で、株主総会が終了した企業のうち、天下り社長が退陣した会社はどこか。退陣していない場合は、なぜ、扇大臣の方針通り天下り社長は退陣しなかつたのか。退陣しなかった理由を会社ごと

にお示し願いたい。また退陣する時期(年月)はいつ、なぜ退陣するか、何をもって退陣するか等、

5 平成十五年六月三十日時点で、株主総会が
はい／が 会社ごとにお示し願いたい

終了した企業のうち、天下り役員で退陣した人は何人いるか、天下り元名も含め会社ごと

にお示し願いたい。なぜ、扇大臣の方針通り天下の役員は全員退陣しなかつたのか。長崎

しなかつた理由を会社ごとにお示し願いた

い。また全員退陣する時期(年月)はいつか、会社ごとにお示し願いたい。

扇大臣会見の平成十五年三月二十日以降、
八十四社に日本道路公団の3が就職（この事例

ハ三四枚に亘る就職履歴のDが就職した裏側
があれば、社名とともに氏名と就職時期、現役

職をお示し願いたい。扇大臣の方針に反した
理由もお下し願いたい。今後の方針もお尋ね

現日本で最も優れた金工の技術をもつて作成されたものである。

平成十五年四月一日の衆議院国土交通委員会

の抜本的見直しを今おっしゃいました。四公団

子会社、関連会社が約百一十一社ございま
す。そして、その役員が、百一十一社ですか

う百二十一人いるわけです、社長だけでも。そ

して、そのうちに公団のOBが、百一十一社の社長の中で九十七人社長をしております。これ

も私はおかしいということで、次の株主総会

、それぞれ皆さん方、退路を考えていただきたい。これも民間ですから、私ことっては越雍

行為だと訴訟を起こされそうですが、今

の情勢の中で、子会社、関連会社とこれだけ言

われているんですから、九十七名は株主総会のときにそれぞれの進退を考えていたみたい、はつきり言えばやめていただきたいということを、越権行為ですけれども、私は宣言してござります。これは社会の常識として今の社会情勢の中で御判断いただき、なおかつ、株主総会が済んでも社長をしていれば恥ずかしい思いをされるであろうと思います。」(傍線質問者記入)と話されている。

1 現在、九十七人中、何人が辞めておられるか。

2 百二十一社のうち、一でお尋ねした八十四社以外の会社について、社名、所在地、売上高、業務内容、社長氏名をお示し願いたい。

さらに社長が日本道路公団はじめ四公団、府省等から天下りの場合、その会社名を天下り元名も含め、お示し願いたい。

3 百二十一社のうち、一でお尋ねした八十四社以外の会社について、株主総会開催の月日をお示し願いたい。

4 平成十五年六月三十日時点で、株主総会が終了した百二十一社のうち、一でお尋ねした八十四社以外の会社について、天下り社長で退陣した会社はどこか。退陣していない場合は、なぜ、扇大臣の方針通り天下り社長は退陣しなかったのか。退陣しなかった理由を会社ごとにお示し願いたい。また退陣する時期(年月)はいつか、会社ごとにお示し願いたい。

三、「一、二に関して扇大臣の方針に反している場合、どのような対応をお考えか。

合、なぜ方針が徹底できなかつたのか。理由と大臣の責任をお示し願いたい。

四 一、二に関して扇大臣の方針に反している場合、なぜ方針が徹底できなかつたのか。理由と第六のとおりである。また、日本道路公団の出身の社長その他の役員が退任しなかつた理由及び今後の退任時期については、日本道路公団からその具体的な報告は受けておらず、承知していない。

内閣衆質一五六第一一二三号

平成十五年七月四日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 締貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等のファミリー企業への天下りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等のファミリー企業への天下りに関する質問に対する答弁書

一の1から3までについて

平成十四年八月三十日に日本道路公団が発表した「日本道路公団の行政コスト計算書(平成十一年度)」の公表について、「子会社及び関連会社」とされた八十四社(以下「八十四社」という。)に関するお尋ねの事項については、日本道路公団から報告を受けておらず、承知していない。

二の1について

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「道路関係四公団」という。)からの報告によれば、御指摘の九十七人の社長のうち、平成十五年六月三十日までに社長を退任した者は、二十三人である。

二の2及び3について

道路公団からの報告によれば、別表第一から別表第四までのとおりである。

一の4及び5について

日本道路公団からの報告によれば、八十四社のうち、平成十五年六月三十日までに株主総会が終了した企業は七十三社であり、このうち、首都高速道路公団からの報告によれば、別表第八から別表第十までのとおりである。なお、本州四国連絡橋公団からは、いわゆる子会社・関連会社(以下「子会社等」という。)に該当する企業四社で、その名称は別表第五のとおりであり、

また、日本道路公団の出身の役員で退任した者は百五十九人で、その企業ごとの人数等は別表第六のとおりである。また、日本道路公団の出身の社長その他の役員が退任しなかつた理由及び今後の退任時期については、日本道路公団からその具体的な報告は受けておらず、承知していない。

二の4について

首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の報告によれば、三十七社のうち、平成十五年六月三十日までに株主総会が終了した企業は三十三社(同日までに解散した五社を含む。)であり、このうち、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の出身の社長が退任した企業は九社で、その名称は別表第十一のとおりである。また、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の出身の社長が退任しなかつた理由及び今後の退任時期については、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団からその具体的な報告は受けておらず、承知していない。

三及び四について

日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団においては、その子会社等との関係の透明化を図る観点から、国土交通省の指導に基づき、その子会社等に対し、道路関係四公団の出身者である社長の退任や道路関係四公団の出身者である役員の大削減等につき特段の配慮を行うよう要請したものである。

もとより、各子会社等の社長その他の役員の選任は、それぞれの取締役会及び株主総会において行われるものであり、国土交通省が直接これに関与する権限はないが、各子会社等は、今回も踏まえて、社長その他の役員の選任を行ったものと承知しており、引き続き、各子会社等においては、今回の要請に適切に対応されることを期待している。

別表第一 八十四社の企業の名称、所在地、売上高、主な業務内容及び社長の氏名

企業の名称	所在地	売上高 （単位 百万円）（注二）	主な業務内容	社長の氏名（注二）
株式会社ウエイザ	新宿区新宿一一八一五 さくら四谷ビル五階	五、八二三	料金收受	小林 武雄
株式会社ウエ	大阪市北区堂島浜一一四一四 アクリア堂島東館ビル十階	六、七七九	料金收受	田中 忠夫
株式会社ウエイシステム関西	盛岡市大通三一三一十 七十七日生盛岡ビル	三、一三八	料金收受	中村 盛一
沖縄道路サー	浦添市屋富祖二一一六一	二、六〇〇	料金收受	西銘 順輝
奥羽道路サー	七階			生駒 純一
ビス株式会社	十五階			
関越道路サー	新宿区神楽坂一一十五 神楽坂一丁目ビル四	四、七〇五	料金收受	
ビス株式会社				
近畿ハイウェイサービス株式会社	大阪市中央区南本町一 一七一十五 明治生命ビル十階	三、五七四	料金收受	荒木 正治

官 報 (号外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

四国ハイウェイサービス株式会社	高松市番町一一一	四、〇八九	料金收受				
常磐ハイウェイ・サービス株式会社	台東区東上野五一一	四、三五七	料金收受				
新日本道路サービス株式会社	新宿区新宿二一八一八 とみん新宿ビル八階	五、一二八	料金收受				
第一道路サービス株式会社	太宰府市水城三一八一 十四	五、五一三	料金收受				
中国道路サービス株式会社	岡山市駅元町一一六 フコク生命駅前ビル	二、七五八	料金收受				
ハーテックス	広島市中区寺町五一一 二	三、三五八	料金收受				
東北道路サービス株式会社	仙台市青葉区一番町二 一一一十三 仙建ビル	六、八一三	料金收受				
四階							
木村等	藤井敬凱	本間徹	高野武	黒瀬剛	猪原龍吉	料金收受	料金收受
料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受
松本修							

中九州道路サ 一ビス株式会 社	福岡市南区清水四一二 十二一二二十七 第二ダ イシンビル						
中日本道路サ 一ビス株式会 社	名古屋市中村区名駅四 一十一二二十五 名駅I M A Iビル九階						
新潟ハイウェ イサ一ビス株 式会社	新潟市万代四一四一二 十七 新潟テレコムビ ル五階						
西中國道路サ 一ビス株式会 社	山口県吉敷郡小郡町大 字上郷字地蔵前千八百 四十八						
日本トーレツ クス株式会社	横浜市神奈川区鶴屋町 三一三十三一八 アサ ヒビル六階						
株式会社ハイ エル	大阪市北区芝田一八 一十五 梅田北ビル六 階						
東日本道 路会社	渋谷区幡ヶ谷一一三 十四 宝ビル七階 六、一六二	八、三一三	四、一〇四	二、二六三	四、一二〇	六、六五八	三、九九六
料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受
西平 俊二	北岸 松男	三宅 政廣	林 孝介	大橋 威	濱田 正敏	末永 哲人	

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

不二東名株式会社	品川区西五反田七一十 一四 金剛ビル四階	北陸ハイウェイ イトールサー	北陸ハイウェイ イトールサー	北陸ハイウェイ イトールサー	北陸ハイウェイ イトールサー	北陸ハイウェイ イトールサー	北陸ハイウェイ イトールサー
株式会社ウエーブロード	株式会社日本道路サービス	株式会社ラピード	株式会社南九州道路サービス	株式会社エイ・サービス	株式会社エイ・サービス	株式会社エイ・サービス	株式会社エイ・サービス
大阪ビル十三階 四一三十二ニッセイ新	渋谷区恵比寿一一二十一 一二二十二三富ビル	千代田区鍛冶町一一八 神田九一ビル	鹿児島県姶良郡溝辺町 麓八百四十三一五	札幌市北区北七条西一 一二一六 NSS・ニ	ユーステージ札幌ビル 四階	札幌市北区北七条西一 一二一六 NSS・ニ	札幌市北区北七条西一 一二一六 NSS・ニ
五、五二一八	一〇、三二〇	四、三一八	二、〇四二	五、七三五	三、一四九	六、七一五	料金收受
交通管理	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受	料金收受
内田 紘光	金子 良一	堀 義任	山本 幹夫	大河内 正四郎	塙本 敏雄	益池 隆夫	

官 報 (号 外)

九州ハイウェイ・パトロール株式会社	福岡市博多区春町二一 一一五						
新日本ハイウエイ・パトロール株式会社	千代田区神田須田町一 一一三井あさひビル						
中日本ハイウエイ・パトロール株式会社	名古屋市中村区名駅二 一四五七松岡ビル						
東日本ハイウエイ・パトロール株式会社	港区西新橋三一八一三 ランディイック新橋ビル						
デイイー	ル二階						
株式会社オーディクス	福岡市中央区渡辺通二 一四一八 小学館ビル						
株式会社エフ	大阪市淀川区宮原三一 四一三十二セイ新						
アストエンジニアリング	大阪ビル九階 一一一 金沢市駅西本町三一七						
		五、七三四	五、四〇七	六、一二九	四、〇六二	六、四五一	三、〇〇五
							交通管理
保全点検	保全点検		保全点検	交通管理	交通管理	交通管理	交通管理
吉田 博	栗原 則夫		畑農 次人	三枝 正明	野口 良	石川 雄三	合志 徹夫

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

札幌道路エンジニア株式会社	札幌市厚別区大谷地東二十一四一三十九	札幌市厚別区大谷地東二十一四一三十九	札幌道路エンジニア株式会社	札幌市厚別区大谷地東二十一四一三十九	札幌道路エンジニア株式会社	札幌市厚別区大谷地東二十一四一三十九	札幌道路エンジニア株式会社
高松セントラルスカイビル	高松市天神前十一五	高松市天神前十一五	高松セントラルスカイビル	高松市天神前十一五	高松セントラルスカイビル	高松市天神前十一五	高松セントラルスカイビル
アドバンシービル二階	アドバンシービル二階	アドバンシービル二階	アドバンシービル二階	アドバンシービル二階	アドバンシービル二階	アドバンシービル二階	アドバンシービル二階
二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五
保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検
宇都宮 史明	宇都宮 史明	宇都宮 史明	宇都宮 史明	宇都宮 史明	宇都宮 史明	宇都宮 史明	宇都宮 史明
小山田 博	小山田 博	小山田 博	小山田 博	小山田 博	小山田 博	小山田 博	小山田 博
落合 定流	落合 定流	落合 定流	落合 定流	落合 定流	落合 定流	落合 定流	落合 定流
渡辺 孝雄	渡辺 孝雄	渡辺 孝雄	渡辺 孝雄	渡辺 孝雄	渡辺 孝雄	渡辺 孝雄	渡辺 孝雄
真寄 章一郎	真寄 章一郎	真寄 章一郎	真寄 章一郎	真寄 章一郎	真寄 章一郎	真寄 章一郎	真寄 章一郎
小西 弘泰	小西 弘泰	小西 弘泰	小西 弘泰	小西 弘泰	小西 弘泰	小西 弘泰	小西 弘泰
保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検	保全点検
五、二八三	六、三八六	六、三五一	七、八七四	五、五一〇	三、四五四	三、四五四	二、七五五
荒川区東日暮里五ー七 ビル二階	名古屋市中区栄一ー七 タービル四階	港区浜松町一ー十一ー十 四十三十三 住友東新橋ビル三	文京区湯島三ーー三 号館七階	仙台市若林区六丁目字 南九十七ー三 eー環	仙台市若林区六丁目字 境仙台ビル	高松市天神前十一五 M Hビル	札幌市厚別区大谷地東二十一四一三十九 ジニア株式会社
コスモパーク 一十八 五ー七	ンジニア株式会社 名古屋道路工 会社	ジニア株式会社 道路通信エン	東エンジニア株式会社	四国道路エンジニア株式会社	札幌道路エンジニア株式会社	札幌道路エンジニア株式会社	札幌道路エンジニア株式会社
ビル二階	東株式会社 東関	東株式会社 東関	東株式会社 東関	東株式会社 東関	東株式会社 東関	東株式会社 東関	東株式会社 東関

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

株式会社ハーディア	広島市東区光町一一一 三一二十	株式会社アイ	盛岡市大通三一三一十 七十七日生盛岡ビル 七階	株式会社アス	茨木市西駅前町五一四 S T D茨木ビル六階	株式会社アス	茨木市博多区博多駅東 福岡市博多区博多駅東 一一二一十七 ビル三階	株式会社クロ	福岡市中村東三一五 一一二一十七 五幸	ケイケイエム	一バーテクノ	株式会社山陽 メンテック
三階	広島市東区光町一一一 一一一 広島C Dビル	宮崎市中村東三一五 二 南興ビル二階	四、六五九 四、二二七	五、二八一	維持修繕	五、七五三 二、七九八	保全点検	五、七五三 二、七九八	維持修繕	五、七五三 二、七九八	維持修繕	五、七五三 二、七九八
三、四三一	維持修繕	維持修繕	四、六五九 四、二二七	五、二八一	維持修繕	五、七五三 二、七九八	保全点検	五、七五三 二、七九八	維持修繕	五、七五三 二、七九八	維持修繕	五、七五三 二、七九八
佐藤 和信	(未定)		伊藤 野彦	安達 實	新妻 俊三	羽柴 賴和	佐々木 芳文	新妻 俊三	羽柴 賴和	佐々木 芳文	新妻 俊三	新妻 俊三

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

北海道道路会社 一ビス株式会社 ン福島	株式会社ハイ ウエイクリー ン福島	日本メンテナ ンスサービス	東北ハイメン	株式会社	株式会社テク ナム	中部道路メン テナンス株式 会社	四国ロードサ ー株式会社
札幌市厚別区厚別中央 一条七一十七一三十二	郡山市富田町字諏訪西 二十二	千代田区九段南三一七 一三	仙台市青葉区本町一 ビル五階	十二一七 本町プラザ	品川区西五反田二一十 二一三 第一誠実ビル 六階	一宮市栄三一七一十八 五、一三八	高松市中新町十二一一 徳寿ビル六階 二、五二六
三、五〇一	八二一	七、〇四六	三、一一二	六、八九五		五、一三八	維持修繕
維持修繕	維持修繕	維持修繕	維持修繕	維持修繕		維持修繕	維持修繕
木田 道男	高城 勤治	蛭田 信宏	和田 完二	高木 巳智男	片桐 壽昭		今井 順一

北海道ハイウェイメンテナンス株式会社(株式会社アクトノース)(注三)	札幌市白石区北郷二条	一、七四七	維持修繕
陸羽道路メンテナンス株式会社	北上市相去町大松沢一 十五十三	二、三七九	
道路計算センター	台東区柳橋二一十九一 六秀和柳橋ビル十階	二、七七四	維持修繕
株式会社エヌ・ケー・ワイ	横浜市港北区新横浜二 十七一二十 十八永和ビル六階	二、四〇四	計数管理
道栄株式会社	新宿区西新宿一一九一 千代田区九段北四一 一十三 十八 飛栄九段北ビル	五、八四六	道路敷地等管理
日本ハイカ株式会社	新宿区新宿一一三十六 ナ三階 一十二 サンカテリー	一二、一一七	上大田 秀廣 稻垣 徹也
インター・サープライズ株式会社	一、三三七		墨林衛 蒲生 誠男 土持 懿臣 板垣 知
被服等販売	ハイカ販売		
上大田 秀廣			

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

株式会社東友 四一十四	渋谷区幡ヶ谷一一三十 一、五四四	宝徳物産株式会社 (注四)	東京湾横断道 品川区東品川四一十一 二十七	九州高速道路 熊本市小山町字長嶺境 四百七十五	東北高速道路 名取市高館熊野堂字余 方上三十	ターミナル株式会社 一、九八七	東北高速道路 金沢市神野町東二二百二 一十三	ターミナル株式会社 二、七七七	中日ハイウェイサービス株式会社 一ビル五階
食料品製造・加工 西平 俊二			東京湾横断道路 の建設・管理・運営			トラックターミナル事業 ナラクターミナル事業	トラックターミナル事業 ナラクターミナル事業	料金收受	
			石井 清			河野 延夫	河野 延夫	山口 義二	宮 太郎

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

株式会社西日久留米市合川町百八十一・サービス	本ハイウェー二一三	三重ハイウェイサービス株式会社	南関東ハイウェイサービス株式会社	日本通信エンジニアリング株式会社	ウテクノサービス株式会社	上信道路メンテナンス株式会社	名古屋ロード・メンテナンス株式会社
津市羽所町七百アス	ト津十二階	中央区銀座八一一一九第一ゴールデンビル	新宿区西新宿一一二十一二新宿サンエービル	岡山市田町一一三一一	岡山県産業会館	長野市北長池字新田五百二十一一みずほビル	セビル九階一二十六一十三ちと
二、六七九	二、五三三	三、〇八九	三、六二一	一、六〇一	二、二七八	二、八三八	維持修繕
料金收受	料金收受	料金收受	保全点検	(未定)			維持修繕
山口昌紀	橋本典文	園部宏行	（未定）	青山滋美	小山潤一郎	佐藤敏勝	

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

新潟ロードメンテナンス株式会社	新潟市新光町六一一	興和ビル六階
日本メンテック株式会社	静岡市伝馬町二十四一 二 静岡住建ビル	三、八四八
株式会社エヌ・エッチ・エス	山形県鶴岡市伊勢原町 十三一十	四、〇五二
株式会社ハイウェイ・トール・システム	中央区日本橋大伝馬町 十四一一 住友生命日	維持修繕
株式会社パブリック	本橋大伝馬町ビル 千代田区一番町二十一 一十七 千代田会館三	維持修繕
新宿区新小川町一一一 飯田橋MFビル四階	千代田区九段南一一六 一一番町東急ビル十二	三橋 吉信
六、七九五	四、九四五	福田 勝之
休憩施設運営	休憩施設運営	維持修繕
黒田 益人	森 宏之	福田 勝之
	細野 武文	
	大野 浩	
	本山 彌	
	道 路 案 内	
	收 受 機 械 保 守	

官 報 (号 外)

株式会社ジエイネットインフォメーション	渋谷区道玄坂一一一八 渋谷野村ビル十一階	二、四八八 休憩施設運営	渡辺 國几
---------------------	----------------------	--------------	-------

(注一) 左記の会社以外の売上高は、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までで計上。

・仙台エンジ株式会社、株式会社アイアックス、中部道路メンテナンス株式会社、東北ハイメン株式会社及び株式会社西日本ハイウェー・サービスの売上高は、平成十三年十月一日から平成十四年九月三十日までで計上。

・株式会社ハイウェイクリーン福島の売上高は、平成十四年四月一日から平成十四年九月三十日までで計上。

・北海道道路サービス株式会社及び株式会社アクトノースの売上高は、平成十三年六月一日から平成十四年五月三十一日までで計上。

・陸羽道路メンテナンス株式会社及び株式会社エヌ・エッチ・エスの売上高は、平成十四年六月一日から平成十五年五月三十一日までの売上見込みで計上。

・中国道路サービス株式会社、中日本ハイウェイ・パトロール株式会社、日本ハイカ株式会社、インターサプライ株式会社、東京湾横断道路株式会社、九州高速道路ターミナル株式会社、東北高速道路ターミナル株式会社、北陸高速道路ターミナル株式会社及び中日ハイウェイサービス株式会社は、

平成十四年度決算の売上高の報告を受けていないため、平成十三年度決算の売上高を記入。

(注二) 社長の氏名は、平成十五年六月三十日現在のもの。なお、社長が選任されていない場合は、(未定)と記入。

(注三) 北海道ハイウェイメンテナンス株式会社は、平成十四年十二月に株式会社アクトノースへ社名変更。

(注四) 宝徳物産株式会社は、平成十四年五月に解散。

別表第二 八十四社のうち社長が日本道路公団の出身者である企業の名称及びその出身元

企業の名称	出身元
株式会社ウェイシステム関西	日本道路公団
常磐ハイウェイ・サービス株式会社	日本道路公団
新日本道路サービス株式会社	日本道路公団
第一道路サービス株式会社	日本道路公団
東北道路サービス株式会社	日本道路公団
中九州道路サービス株式会社	日本道路公団
中日本道路サービス株式会社	日本道路公団
日本トーレックス株式会社	日本道路公団
不二東名株式会社	日本道路公団
北海道ハイウェイ・サービス株式会社	日本道路公団

官 報 (号外)

株式会社ラピド	日本道路公団
株式会社ウエストパトロール	日本道路公団
九州ハイウェイ・パトロール株式会社	日本道路公団
新日本ハイウェイ・パトロール株式会社	日本道路公団
中日本ハイウェイ・パトロール株式会社	日本道路公団
東日本ハイウェイ・パトロール株式会社	日本道路公団
株式会社エフディイー	日本道路公団
株式会社オーデックス	日本道路公団
四国道路エンジニア株式会社	日本道路公団
仙台エンジ株式会社	日本道路公団
東エン株式会社	日本道路公団

道路通信エンジニア株式会社	日本道路公団
名古屋道路エンジニア株式会社	日本道路公団
株式会社東関東	日本道路公団
株式会社ハーディア	日本道路公団
株式会社アイアッシュス	日本道路公団
株式会社アスウェイ	日本道路公団
株式会社クローバーテクノ	日本道路公団
中部道路メンテナンス株式会社	日本道路公団
株式会社テクナム	日本道路公団
東北ハイメン株式会社	日本道路公団
北海道道路サービス株式会社	日本道路公団

官 報 (号 外)

陸羽道路メンテナンス株式会社	日本道路公团
株式会社高速道路計算センター	日本道路公团
株式会社エヌ・ケー・ワイ	日本道路公团
道栄株式会社	日本道路公团
日本ハイカ株式会社	日本道路公团
インターパライ株式会社	日本道路公团
南関東ハイウェイ・サービス株式会社	日本道路公团
名古屋ロード・メンテナンス株式会社	日本道路公团
日本メンテックス株式会社	日本道路公团
ハイウェイ・トール・システム株式会社	日本道路公团
株式会社パブリス	日本道路公团

株式会社アトレック	日本道路公団
株式会社エリアス	日本道路公団
株式会社ジエイネットインフオメーション	日本道路公団

(注一) 記載内容は、平成十五年六月三十日現在のもの。

(注二) 本表に記載したもののはか、社長が参議院事務局の出身者である企業が一社（近畿ハイウェイサービス株式会社）があるが、日本道路公団においては、同公団以外の出身の社長については、必ずしもそのすべての出身元を把握していない。

官 報 (号 外)

別表第三 八十四社のうち役員が日本道路公団の出身者である企業の名称及びその出身元ごとの人数

企業の名称	出身元（注二）	人数
株式会社ウェイザ	日本道路公団	二人
株式会社ウエイシステム関西	日本道路公団	二人
奥羽道路サービス株式会社	日本道路公団	二人
沖縄道路サービス株式会社	日本道路公団	二人

第一道路サービス株式会社	新日本道路サービス株式会社	常磐ハイウェイ・サービス	四国ハイウェイサービス株式会社	近畿ハイウェイサービス株式会社	関越道路サービス株式会社
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
二人	三人	二人	二人	二人	一人

官 報 (号外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

新潟ハイウェイサービス株式会社	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
二人	二人	二人	二人	二人	一人

西中國道路サービス株式会社 社	日本トーレックス株式会社 日本道路公団	株式会社ハイウェル 日本道路公団	東日本道路サービス株式会社 日本道路公団	不二東名株式会社 日本道路公団	北陸ハイウェイトールサー ビス株式会社 日本道路公団
二人	二人	一人	二人	一人	二人

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

北海道ハイウェイ・サービ ス株式会社	日本道路公團
南九州道路サービス株式会 社	日本道路公團
株式会社ラピド	日本道路公團
株式会社日本道路サービス	日本道路公團
株式会社ウエストパトロー ル	日本道路公團
九州ハイウェイ・パトロー ル株式会社	日本道路公團
二人	二人
二人	二人
二人	一人
二人	二人

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

新日本ハイウェイ・パトロ ール株式会社	中日本ハイウェイ・パトロ ール株式会社	東日本ハイウェイ・パトロ ール株式会社	日本道路公団	日本道路公団
株式会社オーディクス	株式会社エフディイイー	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	二人	二人
二人	二人	二人	二人	二人

官 報 (号 外)

株式会社ハーディア	日本道路公団				
株式会社アイアッシュ	日本道路公団				
株式会社アスウェイ	日本道路公団				
株式会社アステック	日本道路公団				
株式会社クローバーテクノ	日本道路公団				
ケイケイエム株式会社	日本道路公団				
株式会社山陽メンテック	日本道路公団				
二人	二人	二人	二人	三人	二人

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

四国ロードサービス株式会社	中部道路メンテナンス株式会社	株式会社テクナム	株式会社東北ハイメン	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
社 北海道道路サービス株式会社 ン福島	株式会社ハイウエイクリー	日本メンテナンスサービス 株式会社	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
二人	二人	四人	二人	二人	二人	一人

北海道ハイウェイメンテナ ンス株式会社（株式会社ア クトノース）（注三）	陸羽道路メンテナンス株式 会社	株式会社高速道路計算セン ター	株式会社エヌ・ケー・ワイ	道栄株式会社	日本ハイカ株式会社	インターパライ株式会社
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
一人	二人	二人	二人	二人	二人	三人

官 報 (号 外)

株式会社東友	宝徳物産株式会社（注四）	東京湾横断道路株式会社	九州高速道路ターミナル株	日本道路公団	日本道路公団
式会社	式会社	式会社	式会社	日本道路公団	三人
中日ハイウェイサービス株	北陸高速道路ターミナル株	東北高速道路ターミナル株	日本道路公団	日本道路公団	一人
式会社	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	四人	二十一人

官 報 (号 外)

株式会社西日本ハイウェイ・サービス	三重ハイウェイサービス株式会社	南関東ハイウェイ・サービス株式会社	日本道路公団	日本道路公団
株式会社西日本ハイウェイ・サービス	三重ハイウェイサービス株式会社	南関東ハイウェイ・サービス株式会社	日本道路公団	日本道路公団
二人	一人	二人	二人	二人

官 報 (号 外)

上信道路メンテナンス株式会社	日本道路公団	二人
名古屋ロード・メンテナント株式会社	日本道路公団	二人
新潟ロードメンテナンス株式会社	日本道路公団	二人
日本メンテックス株式会社	日本道路公団	二人
ハイウェイ・トール・システム株式会社	日本道路公団	二人
株式会社パブリス	日本道路公団	二人
日本道路公団	日本道路公団	二人
二人	四人	二人

株式会社アトレック	日本道路公団	二人
株式会社エリアス	日本道路公団	二人
株式会社ジェイネットイン フォメーション	日本道路公団	二人

(注一) 記載内容は、平成十五年六月三十日現在のもの。

(注二) 日本道路公団出身者には、日本道路公団からの出向者、現職兼務者六名を含む。

(注三) 北海道ハイウェイメンテナンス株式会社は、平成十四年十二月に株式会社アクトノースへ社名変更。

(注四) 宝徳物産株式会社は、平成十四年五月に解散。

(注五) 本表に記載したもののほか、参議院事務局の出身の役員が一人（近畿ハイウェイサービス株式会社）いるが、日本道路公団においては、同公団以外の出身の役員については、必ずしもそのすべての出身元を把握していない。

別表第四 八十四社の株主総会開催の月日

企業の名称	株主総会開催の月日
株式会社ウェイザ	平成十五年五月三十日
株式会社ウエイシスティム関西	平成十五年五月二十八日
奥羽道路サービス株式会社	平成十五年六月六日
沖縄道路サービス株式会社	平成十五年五月二十六日
関越道路サービス株式会社	平成十五年五月二十八日
近畿ハイウェイサービス株式会社	平成十五年六月九日
四国ハイウェイサービス株式会社	平成十五年五月二十三日
常磐ハイウェイ・サービス株式会社	平成十五年五月二十九日
新日本道路サービス株式会社	平成十五年六月二日
第一道路サービス株式会社	平成十五年五月二十八日
株式会社大同ハーテック	平成十五年六月六日

中国道路サービス株式会社	平成十五年六月十八日
東北道路サービス株式会社	平成十五年六月十三日
中九州道路サービス株式会社	平成十五年六月三日
中日本道路サービス株式会社	平成十五年六月十九日
新潟ハイウェイサービス株式会社	平成十五年六月六日
西中國道路サービス株式会社	平成十五年六月四日
日本トーレックス株式会社	平成十五年六月十八日
株式会社ハイウェル	平成十五年六月六日
東日本道路サービス株式会社	平成十五年六月六日
不二東名株式会社	平成十五年六月十八日
北陸ハイウェイトールサービス株式会社	平成十五年六月四日

官 報 (号 外)

北海道ハイウェイ・サービス株式会社	平成十五年五月二十九日
南九州道路サービス株式会社	平成十五年六月六日
株式会社ラピド	
株式会社日本道路サービス	平成十五年六月十二日
株式会社ウエストパトロール	平成十五年六月六日
九州ハイウェイ・パトロール株式会社	平成十五年五月二十三日
新日本ハイウェイ・パトロール株式会社	平成十五年六月四日
中日本ハイウェイ・パトロール株式会社	平成十五年六月十八日
東日本ハイウェイ・パトロール株式会社	平成十五年六月六日
株式会社エフディイ	平成十五年六月十九日
株式会社オーデックス	平成十五年六月十八日

官 報 (号 外)

株式会社クエストエンジニア	平成十五年六月四日
札幌道路エンジニア株式会社	平成十五年六月十日
四国道路エンジニア株式会社	平成十五年六月二十四日
仙台エンジ株式会社	平成十五年秋開催予定
東エン株式会社	平成十五年六月十六日
道路通信エンジニア株式会社	平成十五年六月二十一日
名古屋道路エンジニア株式会社	平成十五年六月十七日
株式会社東関東	平成十五年六月十三日
株式会社ハーディア	平成十五年六月十二日
株式会社アイアックス	平成十五年秋開催予定
株式会社アスウェイ	平成十五年六月六日

北海道ハイウェイメンテナンス株式会社（株式会社 社アクトノース）（注一）	平成十五年七月二十三日開催予定
陸羽道路メンテナンス株式会社	平成十五年夏開催予定
株式会社高速道路計算センター	平成十五年五月二十六日
株式会社エヌ・ケー・ワイ	平成十五年六月九日
道栄株式会社	平成十五年六月十二日
日本ハイカ株式会社	平成十五年六月二十日
インターパライ株式会社	平成十五年六月二十五日
株式会社東友	平成十五年六月十日
宝徳物産株式会社（注二）	平成十五年六月二十五日
東京湾横断道路株式会社	平成十五年六月二十五日

株式会社アステック	平成十五年六月四日
株式会社クローバーテクノ	平成十五年五月二十九日
ケイケイエム株式会社	平成十五年六月十二日
株式会社山陽メンテック	平成十五年五月二十六日
四国ロードサービス株式会社	平成十五年六月二十六日
中部道路メンテナンス株式会社	平成十五年秋開催予定
株式会社テクナム	平成十五年六月六日
東北ハイメン株式会社	平成十五年秋開催予定
日本メンテナンスサービス株式会社	平成十五年六月十八日
株式会社ハイウェイクリーン福島	平成十五年秋開催予定
北海道道路サービス株式会社	平成十五年七月二十三日開催予定

官 報 (号外)

九州高速道路ターミナル株式会社	平成十五年六月十八日
東北高速道路ターミナル株式会社	平成十五年六月二十日
北陸高速道路ターミナル株式会社	平成十五年六月十九日
中日ハイウェイサービス株式会社	平成十五年六月二十日
株式会社西日本ハイウェー・サービス	平成十五年秋開催予定
三重ハイウェイサービス株式会社	平成十五年六月六日
南関東ハイウェイ・サービス株式会社	平成十五年六月十日
日本通信エンジニアリングサービス株式会社	平成十五年六月二十七日
株式会社ショウウテクノ	平成十五年五月二十九日
上信道路メンテナンス株式会社	平成十五年六月十八日
名古屋ロード・メンテナンス株式会社	平成十五年六月十八日

官 報 (号 外)

新潟ロードメンテナンス株式会社	平成十五年五月二十六日
日本メンテックス株式会社	平成十五年五月三十日
株式会社エヌ・エッチ・エス	平成十五年夏開催予定
ハイウェイ・トール・システム株式会社	平成十五年五月三十日
株式会社パブリス	平成十五年六月二十四日
株式会社アトレック	平成十五年六月十二日
株式会社エリアス	平成十五年六月十八日
株式会社ジエイネットインフォメーション	平成十五年六月二十日

変更。

(注二) 宝徳物産株式会社は、平成十四年五月に解散。

(注一) 北海道ハイウェイメンテナンス株式会社は、平成十四年十二月に株式会社アクトノースへ社名

別表第五　日本道路公団の出身の社長が退任した企業の名称

企業の名称
株式会社ウエイザ
新潟ハイウェイサービス株式会社
株式会社ハイウェル
東日本道路サービス株式会社
株式会社クエストエンジニア
札幌道路エンジニア株式会社
株式会社アステック
ケイケイエム株式会社
株式会社山陽メンテック

四国ロードサービス株式会社
株式会社東友
日本通信エンジニアリングサービス株式会社
株式会社ショウウテクノ
新潟ロードメンテナンス株式会社

(注) 本表に記載したもののほか、府省の出身の社長が退任した企業が一社（関越道路サービス株式会社）あるが、日本道路公団においては、同公団以外の出身の社長の退任については、必ずしもそのすべての出身元を把握していない。

別表第六 日本道路公団の出身の役員が退任した企業の名称及び退任した役員の出身元ごとの人数

会社	企業の名称	出身元（注）	人数
関越道路サービス株式会社	株式会社ウエイザ	日本道路公団	三人
奥羽道路サービス株式会社	日本道路公団	日本道路公団	六人
ム関西	日本道路公団	日本道路公団	四人
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	二人

クス	株式会社大同ハーテツ	第一道路サービス株式会社	新日本道路サービス株式会社	ビス株式会社	常磐ハイウェイ・サー	四国ハイウェイサービ	ス株式会社	近畿ハイウェイサービ	日本道路公団
	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団			日本道路公団		
一人	二人	四人	一人	一人		一人	一人	一人	

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号

議長の報告

中国道路サービス株式会社	東北道路サービス株式会社	中九州道路サービス株式会社	中日本道路サービス株式会社	式会社	新潟ハイウェイサービス株式会社	西中國道路サービス株式会社
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
一人	二人	三人	一人	四人	一人	一人

日本トーレックス株式会社	株式会社ハイウェル	東日本道路サービス株式会社	日本道路公団	日本道路公団	
株式会社ラピド	北陸ハイウェイツール	不二東名株式会社	日本道路公団	日本道路公団	
サービス株式会社	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	
三人	三人	五人	二人	三人	四人

官 報 (号 外)

株式会社日本道路サー ビス	日本道路公团	二人
株式会社ウエストパト ロール	日本道路公团	一人
九州ハイウェイ・パト ロール株式会社	日本道路公团	一人
新日本ハイウェイ・パ トロール株式会社	日本道路公团	一人
中日本ハイウェイ・パ トロール株式会社	日本道路公团	一人
東日本ハイウェイ・パ トロール株式会社	日本道路公团	二人

仙台エンジ株式会社 式会社	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
三人	一人	三人	一人	二人	一人

官 報 (号 外)

東エン株式会社	日本道路公団
道路通信エンジニア株式会社	日本道路公団
名古屋道路エンジニア株式会社	日本道路公団
株式会社東関東	日本道路公団
株式会社ハーディア	日本道路公団
株式会社アイアックス	日本道路公団
一人	二人
二人	三人
四人	三人

株式会社アスウェイ	日本道路公団	株式会社アステック	日本道路公団	株式会社クローバーテ	日本道路公団
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
三人	二人	二人	一人	一人	三人

官 報 (号 外)

中部道路メンテナンス 株式会社	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
株式会社テクナム					
日本メンテナンスサー ビス株式会社	日本道路公団				
株式会社ハイウェイク リーン福島	日本道路公団				
北海道道路サービス株 式会社	日本道路公団				
センター	日本道路公団				
株式会社高速道路計算 式会社					
一人	二人	一人	一人	一人	二人

社 会 社	東京湾横断道路株式会社	株式会社東友	会社 会社	日本ハイカ株式会社	道栄株式会社	株式会社エヌ・ケー・ワイ
日本道路公団		日本道路公團	日本道路公團	日本道路公團	日本道路公團	日本道路公團
一人		一人	四人	三人	三人	三人

官 報 (号外)

中日ハイウェイサービ ス株式会社	日本道路公団
三重ハイウェイサービ ス株式会社	日本道路公団
南関東ハイウェイ・サ ービス株式会社	日本道路公団
日本通信エンジニアリ ングサービス株式会社	日本道路公団
株式会社ショウテクノ 名古屋ロード・メンテ	日本道路公団
ナシス株式会社	日本道路公団
一人	二人
一人	一人
一人	一人
三人	三人

新潟ロードメンテナンス株式会社	日本メンテックス株式会社	株式会社エヌ・エツチ・エス	株式会社エヌ・エツチ・エス	日本道路公団	日本道路公団
株式会社エリアス	株式会社アトレック	株式会社パブリス	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団
日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	日本道路公団	一人	一人
三人	三人	四人	一人	一人	三人

官 報 (号 外)

株式会社ジエイネット

インフォメーション

日本道路公団

三人

(注) 退任した日本道路公団以外の出身の役員については、出身元を把握していない。

別表第七 八十四社のうち新たに日本道路公団の出身者が社長に就任した企業の名称、社長の氏名、就職

時期、理由及び今後の方針

企業の名称	社長の氏名	就職時期	理由	今後の方針
インター・サプラ イ株式会社	上大田秀廣	平成十五年六月二十五日	当該企業は、再編等を含め事業の見直しを検討しているため、一時的に主要株主（道栄株式会社）の社長が兼務しているところ、同社長が日本道路公団の出身者であるとの報告を受けている。	当該企業の事業の見直しと併せて検討するものとの報告を受けている。

別表第八 三十七社の企業の名称、所在地、売上高、主な業務内容及び社長の氏名

企業の名称	所在地	売上高（単位：百万円）（注一）	主な業務内容	社長の氏名（注二）
ケイウエル株式会社	横浜市中区桜木町三一八 横浜塩業ビル九階	一、四四一	料金收受	永田 猛
ノーザンハイウェイサービス株式会社	東京都北区赤羽一一六 一七 キヤリアホーメ	七六六	料金收受	斎藤 直正
イサービス株式会社	ビル五階	九九〇	料金收受	吉井 清
湾岸道路サービス	東京都江東区東陽三一 二十三一二十四 丸本			
株式会社				
神奈川ハイウェイ	横浜市中区太田町四一 四十七 コーワ太田町			
トラフィック株式会社	ビル六階			
会社	九八六			
交通管理				
	山元 正信			

株式会社アーバン 東京都港区芝五―三一	ロードサービス 二 芝第一ビル	七五七	料金收受	神保 健児
株式会社イースト 東京都足立区綾瀬三一 ワン	二一五 柏芳ビル四号 一、三五七		料金收受	
新東ハイウェイ・ サービス株式会社 館三階	二十一 盛電社ビル 九七五		料金收受	
株式会社ハイウェ イ・フレンド（株 式会社ファース ト・フレンド）（注 三）（注四）	東京都中央区日本橋小 網町十一―九 トーカ イビル三階 四四五 料金收受	西口 穎治 中市 恒輔（注五）	多田 藤一郎	

官 報 (号 外)

未来工業株式会社 十六一五 村田ビル二	株式会社ハイウエイ 東京都港区西新橋二一	イトラフイク ストビル五階	東京都豊島区東池袋一 一二五一一十七 ウエ	道路サービス株式会社 会社 ル二階	東京都新宿区新小川町 六一三十六 S&Sビ	首都ロードトラフ イック株式会社 喰町一一三一八	東京都中央区日本橋馬	一、一七一	交通管理
			四五〇		一、三八六				
				車両管理		交通管理			
	機械設備保守			長島 淳		篠原 忍		水津 唯男	
	渡邊 潤三								

株式会社高速道路 サービス（株式会社 社高速道路開発）	大阪市中央区本町四一 四一一二十五 本町三井 ビル六階	二、一〇一
神清道路サービス 株式会社（株式会 社サナウイン）	神戸市中央区京町六十 九 三宮第一生命ビル 十一階	料金收受
株式会社ハネック ス（株式会社コー ベックス）（注 三）（注九）	神戸市中央区京町七十 五一一 京町栄光ビル 七八五 料金收受	有馬 久雄 (注五)

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

阪神交通管理株式会社	大阪市西区阿波座一一一、四八二	料金收受・交通管理
株式会社阪神道路サービス	大阪市中央区上町A一八三二	料金收受
株式会社阪神ハイウェイ（株式会社サナウイン）	神戸市中央区京町七十 十二 建設保証ビル	料金收受
ドサービス	一、一一〇	吉村 紀一
株式会社ベイロー（注六）（注八）	堺市市之町東三一一一 一、一四四	井上 義久
料金收受		
前田 安弘		

神 株式会社テクノ阪	株式会社情報技術	株式会社管制エン	ジニアリング	（注六）（注九）	株式会社北神道路 サービス（株式会 社コーベックス）	神戸市中央区雲井通四 一、三八八
六一七 大阪市西区新町一一十	六階 大阪市西区新町一一十	三一十六 濑戸松ビル	六一九 ポートビル	大坂市港区夕凧二一十	一、三八八	神戸市中央区雲井通四 一、三八八
五二五	九六五	七六七	七六七	七六七	七六七	料金収受・交通 管理
保守点検	保守点検	保守点検	保守点検	保守点検	保守点検	料金収受・交通 管理
松井 正則	岩本 俊輔	飯田 邦夫	飯田 邦夫	飯田 邦夫	飯田 邦夫	岡山 茂

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

ハイウェイ電設株式会社 (株式会社ハイテ クノ) (注十)	阪神施設調査株式会社	大阪市西区新町一一三 一十九	六一五 保守点検	田中 龟一郎
エンジニヤリング 八一四	大阪市港区夕凧二一十 五六一	大阪市中央区南船場四 一七一十五 南大成ビ ル 五七五	九一十五 六一三 保守点検	
維持修繕	維持修繕	松浦 康夫	辻 武司	
岡本 忠夫				

株式会社工研 一十九	ジニアリング 一二十	株式会社近畿エン 大阪市港区三先二一一	株式会社技創 八一四	株式会社ハイ ジ（株式会社ハイ ウェイ技研）（注 十二）	株式会社エコエン 大阪市西区阿波座一 七一十二	ツク 三一一一五	株式会社ロードテ 神戸市中央区八幡通 一、二二二九
	三四二		五四〇		三〇〇	調査設計等 （注五）	維持修繕
	調査設計等		調査設計等				福田 茂好
岡本 勝	菅原 紀久男	澤田 拓士					

官 報 (号 外)

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号 議長の報告

				内外工営株式会社	大阪市中央区南船場四 一七一十五 南大成ビ ル
社 エスト管理株式会 （注七）	大阪道路開発株式 会社（株式会社高 速道路開発）（注 三）（注七）	大阪市西区西本町一 七一七 高砂堂ニッセ イビル八階	八階 （注十一）	三一十 第五富士ビル	六八七 調査設計等
七一一	三四二 保守点検	四七〇	料金收受 （注五）	三六三 調査設計等	福岡 悟
大浦 東					金本 功

阪神施設工業株式会社	大阪市港区夕凪二一―十 八一四	五六六 保守点検	浦郷 治道
------------	--------------------	-------------	-------

(注一) 左記の企業以外の売上高は、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までで計上。

・株式会社ハイウエイトラフィク、未来工業株式会社及びエスト管理株式会社の売上高は、平成十三年十月一日から平成十四年九月三十日までで計上。

・株式会社近畿エンジニアリングの売上高は、平成十三年十一月一日から平成十四年十月三十一日までで計上。

・阪神施設工業株式会社の売上高は、平成十四年三月一日から平成十五年二月二十八日までで計上。

(注二) 社長の氏名は、平成十五年六月三十日現在のもの。

(注三) 合併により解散した企業であり、所在地及び主な業務内容は解散時点のものを、売上高は解散時点までの売上高をそれぞれ記載している。

(注四) 平成十四年九月一日に株式会社ハイウェイ・フレンドと株式会社ファースト・フレンドが合併し、株式会社ファースト・フレンドとなつた。存続会社は株式会社ファースト・フレンドで、株式会社ハイウェイ・フレンドは解散。

(注五) 合併により解散した企業のため、社長の氏名は空欄としている。ただし、株式会社ハイウェイ・フレンドについては、解散時の株式会社ハイウェイ・フレンドの社長が合併後の株式会社ファースト・フレンドの社長に就任したことから、株式会社ファースト・フレンドの社長の氏名を記載している。

(注六) 合併による存続会社であり、所在地及び主な業務内容は合併後のものを、売上高は合併時までの存続会社の売上高と合併後の企業における売上高の合算値を、社長の氏名は合併後の社長の氏名を、それぞれ記載している。

(注七) 平成十四年十月一日に大阪道路開発株式会社と株式会社高速道路サービスが合併し、株式会社高速道路開発となつた。存続会社は株式会社高速道路サービスで、大阪道路開発株式会社は解散。

(注八) 平成十五年二月一日に神清道路サービス株式会社と株式会社阪神ハイウェイが合併し、株式会社サンウェインとなつた。存続会社は株式会社阪神ハイウェイで、神清道路サービス株式会社は解散。

(注九) 平成十五年二月一日に株式会社ハネックスと株式会社北神道路サービスが合併し、株式会社コーザ
ックスとなつた。存続会社は株式会社北神道路サービスで、株式会社ハネックスは解散。

(注十) 平成十五年四月一日に株式会社ハイテクノへ社名変更。

(注十一) 平成十五年六月十日に株式会社エコエンジと株式会社ハイウェイ技研が合併し、株式会社ハイウ
エイ技研となつた。存続会社は株式会社ハイウェイ技研で、株式会社エコエンジは解散。

別表第九 三十七社のうち社長が首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の出身者である企業の名称及び

その出身元

企業の名称	出身元
ノーザンハイウェイサービス株式会社	首都高速道路公団
湾岸道路サービス株式会社	首都高速道路公団
神奈川ハイウェイトラフィック株式会社	首都高速道路公団
株式会社アーバンロードサービス	首都高速道路公団
株式会社イーストワン	首都高速道路公団
新東ハイウェイ・サービス株式会社	首都高速道路公団
株式会社ハイウェイ・フレンド（株式会社ファースト・フレンド）（注二）	首都高速道路公団
首都ロードトラフィック株式会社	首都高速道路公団
道路サービス株式会社	首都高速道路公団
株式会社ハイウェイトラフィク	首都高速道路公団

未来工業株式会社	首都高速道路公団
株式会社高速道路サービス（株式会社高速道路開発）（注三）	阪神高速道路公団
阪神交通管理株式会社	阪神高速道路公団
株式会社阪神道路サービス	阪神高速道路公団
株式会社阪神ハイウェイ（株式会社サナウイン）（注四）	阪神高速道路公団
株式会社ベイロードサービス	阪神高速道路公団
株式会社北神道路サービス（株式会社コーベックス）（注五）	阪神高速道路公団
株式会社管制エンジニアリング	阪神高速道路公団
株式会社テクノ阪神	阪神高速道路公団
ハイウェイ電設株式会社	阪神高速道路公団
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団

株式会社構造建設						
株式会社ロードテック						
株式会社技創						
株式会社近畿エンジニアリング						
株式会社工研						
株式会社ハイエイ技研（注六）						
エスト管理株式会社						
阪神施設工業株式会社						
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団

(注二) 平成十五年六月三十日時点のものである。

(注二) 平成十四年九月一日に株式会社ハイウェイ・フレンドと株式会社ファースト・フレンドが合併し、株式会社ファースト・フレンドとなつた。株式会社ハイウェイ・フレンドは解散したが、解散時の株式会社ハイウェイ・フレンドの社長が合併後の株式会社ファースト・フレンドの社長に就任したことから、株式会社ハイウェイ・フレンドについては、本表に記載している。

(注三) 平成十四年十月一日に大阪道路開発株式会社と株式会社高速道路サービスが合併し、株式会社高速道路開発となつた。存続会社は株式会社高速道路サービスで、大阪道路開発株式会社は解散。

(注四) 平成十五年二月一日に神清道路サービス株式会社と株式会社阪神ハイウェイが合併し、株式会社サンウインとなつた。存続会社は株式会社阪神ハイウェイで、神清道路サービス株式会社は解散。

(注五) 平成十五年二月一日に株式会社ハネックスと株式会社北神道路サービスが合併し、株式会社コーゲツクスとなつた。存続会社は株式会社北神道路サービスで、株式会社ハネックスは解散。

(注六) 平成十五年六月十日に株式会社エコエンジと株式会社ハイウェイ技研が合併し、株式会社ハイウェイ技研となつた。存続会社は株式会社ハイウェイ技研で、株式会社エコエンジは解散。

別表第十 三十七社の株主総会開催の月日

企業の名称	株主総会開催の月日
ケイウエル株式会社	平成十五年六月六日
ノーザンハイウェイサービス株式会社	平成十五年五月二十八日
湾岸道路サービス株式会社	平成十五年五月二十六日
神奈川ハイウェイトラフィック株式会社	平成十五年六月三日
株式会社アーバンロードサービス	平成十五年五月二十九日
株式会社イーストワン	平成十五年五月二十八日
新東ハイウェイ・サービス株式会社	平成十五年五月三十日
株式会社ハイウェイ・フレンド	平成十四年五月三十日
(株式会社ファースト・フレンド) (注一)	(平成十五年五月二十九日)
首都ロードトラフィック株式会社	平成十五年五月二十三日
道路サービス株式会社	平成十五年六月十八日

官 報 (号 外)

株式会社ハイエイトラフイク	平成十五年十一月開催予定
未来工業株式会社	平成十五年十一月開催予定
株式会社高速道路サービス	平成十四年八月十九日
(株式会社高速道路開発) (注二)	(平成十五年五月二十九日)
神清道路サービス株式会社	平成十四年十一月二十六日
(株式会社サナウイン) (注三)	(平成十五年五月三十日)
株式会社ハネツクス	平成十四年九月三十日
(株式会社コーベックス) (注四)	(平成十五年五月二十八日)
阪神交通管理株式会社	平成十五年五月二十七日
株式会社阪神道路サービス	平成十五年五月二十日
株式会社阪神ハイエイ	平成十四年十二月四日
(株式会社サンワイン) (注三)	(平成十五年五月三十日)

官 報 (号 外)

株式会社ベイロードサービス	平成十五年五月二十三日
株式会社北神道路サービス	平成十四年九月二十六日
(株式会社コーベックス) (注四)	(平成十五年五月二十八日)
株式会社管制エンジニアリング	平成十五年五月二十八日
株式会社情報技術	平成十五年五月二十六日
株式会社テクノ阪神	平成十五年五月二十三日
ハイウェイ電設株式会社	平成十五年五月二十九日
阪神施設調査株式会社	平成十五年五月二十六日
株式会社構造建設	平成十五年五月二十三日
株式会社都市道路エンジニアリング	平成十五年五月二十六日
(株式会社ハイテクノ) (注五)	平成十五年五月二十六日

官 報 (号 外)

株式会社ロードテック	平成十五年五月二十三日
株式会社エコエンジ (株式会社ハイウェイ技研) (注六)	平成十五年五月二十三日
株式会社技創	平成十五年五月二十六日
株式会社近畿エンジニアリング	平成十六年一月開催予定
株式会社工研	平成十五年五月二十九日
内外工営株式会社	平成十五年五月二十六日
株式会社ハイウェイ技研 (株式会社ハイウェイ技研) (注六)	平成十五年五月二十三日
大阪道路開発株式会社 (株式会社高速道路開発) (注二)	平成十四年八月十九日 (平成十五年五月二十九日)
エスト管理株式会社	平成十五年十一月開催予定
阪神施設工業株式会社	平成十五年五月二日

(注二) 平成十四年九月一日に株式会社ハイウェイ・フレンドと株式会社ファースト・フレンドが合併し、株式会社ファースト・フレンドとなつた。存続会社は株式会社ファースト・フレンドで、株式会社ハイウェイ・フレンドは解散。株式会社ファースト・フレンドは平成十五年五月二十九日に株主総会を開催。

(注三) 平成十四年十月一日に大阪道路開発株式会社と株式会社高速道路サービスが合併し、株式会社高速道路開発となつた。存続会社は株式会社高速道路サービスで、大阪道路開発株式会社は解散。株式会社高速道路開発は平成十五年五月二十九日に株主総会を開催。

(注四) 平成十五年二月一日に神清道路サービス株式会社と株式会社阪神ハイウェイが合併し、株式会社サンワインとなつた。存続会社は株式会社阪神ハイウェイで、神清道路サービス株式会社は解散。株式会社サンワインは平成十五年五月三十日に株主総会を開催。

(注五) 平成十五年二月一日に株式会社ハネツクスと株式会社北神道路サービスが合併し、株式会社コーベックスとなつた。存続会社は株式会社北神道路サービスで、株式会社ハネツクスは解散。株式会社コーベックスは平成十五年五月二十八日に株主総会を開催。

(注五) 平成十五年四月一日に株式会社ハイテクノへ社名変更。

(注六) 平成十五年六月十日に株式会社エコエンジと株式会社ハイウェイ技研が合併し、株式会社ハイウェイ技研となつた。存続会社は株式会社ハイウェイ技研で、株式会社エコエンジは解散。

別表第十一 首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の出身の社長が退任した企業の名称

企業の名称
ケイウエル株式会社
神清道路サービス株式会社（株式会社サナウイン）（注一）
株式会社ハネックス（株式会社コーベックス）（注二）
株式会社情報技術
阪神施設調査株式会社
株式会社都市道路エンジニアリング（株式会社ハイテクノ）（注三）
株式会社エコエンジ（株式会社ハイウェイ技研）（注四）
内外工営株式会社
大阪道路開発株式会社（株式会社高速道路開発）（注五）

官 報 (号外)

(注二) 平成十五年二月一日に神清道路サービス株式会社と株式会社阪神ハイウェイが合併し、株式会社サンウインとなつた。存続会社は株式会社阪神ハイウェイで、神清道路サービス株式会社は解散。

(注二) 平成十五年二月一日に株式会社ハネックスと株式会社北神道路サービスが合併し、株式会社コーゲックスとなつた。存続会社は株式会社北神道路サービスで、株式会社ハネックスは解散。

(注三) 平成十五年四月一日に株式会社ハイテクノへ社名変更。

(注四) 平成十五年六月十日に株式会社エコエンジと株式会社ハイウェイ技研が合併し、株式会社ハイウェイ技研となつた。存続会社は株式会社ハイウェイ技研で、株式会社エコエンジは解散。

(注五) 平成十四年十月一日に大阪道路開発株式会社と株式会社高速道路サービスが合併し、株式会社高速道路開発となつた。存続会社は株式会社高速道路サービスで、大阪道路開発株式会社は解散。

(注六) 平成十四年九月一日に株式会社ハイウェイ・フレンドと株式会社ファースト・フレンドが合併し、株式会社ファースト・フレンドとなつた。株式会社ハイウェイ・フレンドは解散したが、解散時の株式会社ハイウェイ・フレンドの社長が合併後の株式会社ファースト・フレンドの社長に就任したことから、株式会社ハイウェイ・フレンドについては、本表に記載していない。

(答弁通知書受領)

一、去る四日、内閣から、衆議院議員岩國哲人君提出特殊法人等が所有する施設等の売却に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年七月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員岩國哲人君提出独立行政法人トップへの天下りに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年八月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出日本道路公团等をはじめ公共事業でのシャブコン使用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年十月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

三、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
平成十五年五月三十日
提出者 熊代 昭彦 尾身 幸次
上田 勇 江崎洋一郎
賛成者 相沢 英之外三十五名

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律
(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号を次のように改める。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国家公務員の贈与等に関する再質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年八月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二、去る八日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出特定郵便局長の採用が公募でない理由に関する質問に対して、質問事項について検討する必

要があり、これに日時を要するため、平成十五年八月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

第二条 削除

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

とされている特別株式買取の価額の八パーセントに相当する売却時拠出金を廃止することとする。

3 銀行等保有株式取得機構が事業法人の保有する銀行株式を買い取る限度額を、銀行が保有する事業法人株式に係る特別株式買取の価額の二分の一から同買取の価額の同額まで緩和することとする。

4 銀行等保有株式取得機構の定款に定めるべき解散事由について、設立の日後十年を経過するまでの一定の期日の到来に係る規定を平成二十九年三月三十一日の経過に改め、同機構の存続期限を延長することとする。

5 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を課する期限を延期するほか、銀行等保有株式取得機構につき所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

本案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を課する期限を延期するほか、銀行等保有株式取得機構について、売却時拠出金の廃止、存続期限の延長等の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

1 銀行等による株式等の保有を制限する規定の施行期日を、平成十六年九月三十日から平成十八年九月三十日に改めることとする。

2 銀行等保有株式取得機構が銀行等の保有する事業法人株式を買い取る際に徴収することと附則第二条を次のように改める。

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号

九六

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び觀察等に関する法律案 第百五十四回国会内閣提出第百五十五回国会衆議院送付)

よって国会法第八十三条の四により送付する。
平成十五年六月六日

衆議院議長
綿貫 民輔殿
參議院議長
倉田 寛之

(小字及び
――は修正)

目次

第一章 総則
第一節 目的及び定義(第一条・第二条)
第二節 裁判所(第三条・第十五条)
第三節 指定医療機関(第十六条・第十八条)
第四節 保護観察所(第十九条・第二十三条)

第一章 緒則

第一節 目的及乙定義

四的等)

一〇二

条 この法律は、心神喪失

害行為(他人に害を及ぼす)

卷之三

（）を行ふ者に文し そ

するための手続等を定める

かつ適切な医療並びにその

が一通せた。医療立てにその

観察及び指導を行うことに

文書及び二二二半う同様つ

改善及びこれに伴う同様の

凶り、もつてその社会復帰

卷之三

昭子

卷之三

2 この法律による処遇に携わる者は、前項に規定する目的を踏まえ、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者が円滑に社会復帰をすることができるよう努めなければならない。
(定義)

第一条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。

二 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものと。いう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条から第二百十一条まで又は第二百十二条に規定する行為

二 刑法第二百七十六条から第二百七十九条までに規定する行為

三 刑法第二百九十九条、第二百二条又は第二百三十条に規定する行為

四 刑法第二百四条に規定する行為

五 刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十三条(第二百三十六条又は第二百三十八条に係るものに限る)に規定する行為

3 この法律において「対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 公訴を提起しない处分において、対象行為を行つたこと及び刑法第三十九条第一項に規定する者(以下「心神喪失者」という)又は同条第一項に規定する者(以下「心神耗弱者」という)であることが認められた者

二 対象行為について、刑法第二十九条第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確

4 予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者は、この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。

6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二条第一項第二号又は第五十五条第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)又は薬局をいう。

第二節 裁判所

(管轄)

第三条 処遇事件(第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。)は、対象者の住所、居所若しくは現在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。

(移送)

第四条 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもつて、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属さないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

(手続の併合)

第五条 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもって、併合して審判しなければならない。

(精神保健審判員)

第六条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めることにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、医事に関する罪を犯し刑に処せられた者

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 次条第一号の規定により精神保健審判員を解任された者

(解任)

第八条 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。

一 前条第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。

(職権の独立)

第九条 精神保健審判員は、独立してその職権を行ふ。

2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行ふべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十号）第二十一条の規定はこの法律の規定により

職務を執行する裁判官及び精神保健審判員については、刑事訴訟法第二十六条第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判所書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十条第一項若しくは第二項前段、第四十一条第一項若しくは第二項前段、第四十二条第一項、第五十一条第一項、行つた者の医療及び観察等に関する法律第二条

第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。」

と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件」

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三条第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。）と、

同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「検察官又は司法警察官の職務を行つた」とあるのは「審判の申立てをして、又は審判の申立てをした者としての職務を行つた」と、同条第七号中「第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条规定若しくは第四百十三条」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第六十八条第二項若しくは第七十一条第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第十二条 前条第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行つ場合における裁判所法第七十二条第一項及び第二項並びに第七十三条の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前条第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が述べる意見を述べ、整理する。

(意見を述べる義務)

第十三条 裁判官は、前条第一項の評議において、法律に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(合議制)

第十四条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りではない。

2 精神保健審判員は、前条第一項の評議において、精神障害者の医療に関する学識経験に基づき、その意見を述べなければならない。

(評決)

第十五条 第十一条第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一一致したところによる。

第十六条 第四条第一項若しくは第二項、第五条、第四十条第一項若しくは第二項前段、第四十二条第一項、第四十二条第二項、第五十一条第一項、

第五十六条第二項又は第六十一条第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみです。呼出状若しくは同行状を発し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を嘱託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を嘱託し、又は第二十四条第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とす

簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

4 第六条第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第三節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十六条 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。(指定の辞退)

第十七条 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするとときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消し)

第十八条 指定医療機関が、第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十六条の規定に違反したときはその他第八十一条第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

(管轄)

第十九条 第十九条各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

一 第十九条第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

ならない。

二 第十九条第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まった住居を有しないときは、現在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所(照合)

三 第一百六条に規定する精神保健観察の実施に関すること。

四 第一百八条に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。

五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(社会復帰調整官)

第六条 第二十条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行つたため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができること。

(資料提供の求め)

第七条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行つたため必要があると認めるときは、その必要な限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面、第三十七条第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

四 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

五 裁判所は、対象者の行方が不明になつたときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第六条 第二十五条 檢察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員(精神保健審判員を除く。)にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは简易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私団体に対し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、持物者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これをすることができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になつたときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第六条 第二十五条 檢察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

第一節 入院又は通院

(検察官による申立て)

第三十二条 検察官は、被疑者が対象行為を行つたこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第一条第三項第二号に規定する確定裁判があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせが必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十一条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検察官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であつて出国したときは、同様とする。

3 検察官は、刑法第一百四条に規定する行為を行つた対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てをることができる。ただし、他の対象行為をしないことができる。ただし、他の対象行為

官報(号外)

を行つた者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同

様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせが必要が明らかないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び弁護士である付添人を選任することはできると認めることを説明した上、当該対象者が第一条第三項に該当するとされる理由の要旨及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えるなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく、裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができる。

4 裁判官は、検察官に第一項の命令の執行を嘱託するものとする。

5 第二十八条第一項、第三項及び第六項並びに

第二十九条第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。

6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。

3 第三十五条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。

4 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間院させる旨を命じなければならない。

5 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間院させる旨を命じなければならない。

6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。

3 第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聞くため、これを審判に関与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たって留意すべき事項を示すことができる。

5 裁判所は、第三十四条第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間院させる旨を命じなければならない。

6 第一項の命令は、判事補が一人で発することができる。

3 第三十七条 裁判所は、対象者に關し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該必要が明らかないと認める場合は、この限りでない。

4 裁判所は、審判期日における生活環境の調査

3 第三十八条 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

4 裁判所は、審判期日の開催

3 第三十九条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならぬ。ただし、検察官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

2 検察官は、審判期日に出席しなければならない。

3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられるとはないことを説明した上、当該対象者が第二条第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三条第一項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聽かなければならない。ただし、第三十一条第八項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院を継続させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院の許可の中立して若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定

二 前号の場合を除き、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

4 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 第四十三条第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。

4 第四十四条の規定は、第一項第一号の決定について準用する。

(対象者の鑑定)

第五十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関するもので、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせ

医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十一条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第五十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

3 して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならぬ。

指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前二項の申立てがあつた場合は、当該決定により

棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければ、

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判の

第五十五条 第四十一一条第一項第一号又は第五十

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判の

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を

第五十五条 第四十一一条第一項第一号又は第五十一条第一項第一号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせ

(処遇の終了又は通院期間の延長の決定)
第五十六条 裁判所は、第五十四条第一項若しくは第二項又は前条の申立てがちつとした場合は、旨

様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識専長と有する人

様の行為を行なうことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十二条第一項及び第四項の規定は、この場合につ

管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、か
つて、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲

いて準用する。

る区分に従い、当該名号に定める決定をしなければならない。

第五十八条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

一 対象行為を行った際の精神障害を改善し、
二 これに伴つて同様の行為を防ぐことを目的とする

（呆蓮見逐行つまつて、る日立つ）

これにて同様の行為を行ふことなく、本会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合、この法律による医療の終了の申立てを

(保護観察所の長による申立て)
第五十九条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神

障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認めるに至った場合は、当該決定を受けた者に對して入院によらない医療を行う指定期間の管理者と協議の上、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならぬ。

2 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、第四十三条第一項第五十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反し又は第百七十七条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さない」とができる。

3 第五十四条第三項の規定は、前二項の規定による申立てがあった場合について準用する。

(鑑定入院命令)

第六十条 前条第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間院させる旨を命ずることができる。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に對し、あらかじめ、供述を強いられるこ

とはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項

又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を

告げ、陳述する機會を与えない。

ただし、当該対象者の心身の障害により又は正

当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないた

め、これらを行うことができないときは、この

限りでない。

当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならぬ。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えること

ができない。ただし、裁判所は、必要があると

認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、

決定をもって、この期間を延長することができ

る。

4 第二十八条第六項、第二十九条第三項及び第

三十四条第四項の規定は、第一項の命令の執行

について準用する。この場合において、第三十

四条第四項中「検察官」とあるのは「保護観察所

の職員」と、「執行を嘱託するものとする」とあ

るのは「執行をさせるものとする」と読み替える

ものとする。

5 第三十四条第六項の規定は、第一項の命令に

ついて準用する。

(入院等の決定)

第六十一条 裁判所は、第五十九条第一項又は第

二項の規定による申立てがあつた場合は、指定

通院医療機関の管理者の意見(次条第一項の規定

により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機

関の管理者の意見及び当該鑑定)を基礎とし、

かつ、対象者の生活環境(次条第一項の規定に

より鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及

び同条第一項後段において準用する第三十七条

第一項の規定に

かかると認められるものと認めたときは、

当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の規定は、この場合について準用する。

5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、

第一項第一号の決定の執行について準用する。

第三項に規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をして准用する。この場合において、第二十八条第一項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができるとあるのは、「保護観察所の職員にこれを執り行させることができる」と読み替えるものとする。

二 前号の場合を除き、対象行為を行つた際の

精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行ふことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる

必要があると認める場合 中立にて棄却する

旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律

による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

3 裁判所は、第一項第二号の決定をする場合に

おいて、第四十二条第一項第二号又は第五十一

条第一項第二号の決定による入院によらない医

療を行う期間を延長する必要があると認めるとき

は、当該期間を延長する旨の決定をするこ

ができる。第五十六条第三項の規定は、この場

合について準用する。

4 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定

は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。

5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定

は、この節に規定する審判について準用する。

6 第二十八条第一項及び第四項から第六項まで

の規定は、前項において準用する第四十五条第

四項及び第五項に規定する同行状の執行につ

て準用する。この場合において、第二十八条第

一項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護

観察所の職員にこれを執行させることができ

るとあるのは、「保護観察所の職員にこれを執

り行させることができる」と読み替えるものとす

第六節 抗告

(抗告)

第六十四条 檢察官は第四十条第一項又は第四十一条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者

は第五十一条第一項又は第一項の決定に対し、保護観察所の長は第五十六条第一項若しくは第

二項又は第六十一条第一項から第三項までの決

定に對し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令

の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不

当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗

告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分

の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十

二条第一項、第五十一条第一項若しくは第二

項、第五十六条第一項若しくは第六十

一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二

週間以内に、抗告をすることができる。ただし

、付添人は、選任者である保護者の明示した

意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一条第一項の合議体による裁判所の裁

判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく

第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に

対する抗告があったときは、抗告裁判所の判断

を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるま

で、取り下げるができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれ

ている事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない

事項であっても、抗告の理由となる事由に関し

ては、職権で調査をすることができる。

(必要的付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に

対して抗告があつた場合において、対象者に付

添人がないときは、付添人を付さなければなら

ない。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又

は第二項に規定する期間の経過後にあつたもの

であることが明らかなときは、この限りでな

い。

(抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したと

き、又は抗告が理由のときは、決定をもつ

て、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原

決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻

し、又は他の地方裁判所に移送しなければなら

ない。ただし、第四十条第一項各号のいずれか

に掲げる事由に該当するときは、原決定を取り

消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有し

ない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決

定をもつて、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十条 檢察官、指定入院医療機関の管理者若

しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若し

くは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の

解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しく

は上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反す

る判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の決定に対し、一週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者

者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、前項の抗告に関する手続について準用する。

3 第二項の規定による不服申立てをすることはできない。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示

した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三

十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第一

二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地

方裁判所に異議の申立てをすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示

した意思に反して、この申立てをすることがで

きない。

2 第七十四条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないとき

は、決定をもつて、抗告を棄却しなければなら

ない。

2 第七十五条 対象者、保護者又は付添人は、第三

十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第一

二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地

方裁判所に異議の申立てをすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示

した意思に反して、この申立てをすることがで

きない。

2 第七十六条 対象者、保護者又は付添人は、第三

十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第一

二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地

方裁判所に異議の申立てをすることができる。

にこの法律による医療を受けさせることの必要がないことを理由としてすることはできない。

2 第二項の規定による不服申立てをすることはできない。ただし、付添人は、選任者である保護者

の明示した意思に反して、抗告をすることがで

きない。

3 第二項の規定による不服申立てをすることはできない。ただし、付添人は、選任者である保護者

の明示した意思に反して、抗告をすることがで

きない。

2 第七十七条 対象者、保護者又は付添人は、第三

十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第一

二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地

方裁判所に異議の申立てをすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示

した意思に反して、この申立てをすることがで

きない。

2 第七十八条 対象者、保護者又は付添人は、第三

十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第一

二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地

方裁判所に異議の申立てをすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示

した意思に反して、この申立てをすることがで

きない。

2 第七十九条 対象者、保護者又は付添人は、第三

十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第一

二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地

方裁判所に異議の申立てをすることができる。

ただし、付添人は、選任者である保護者の明示

した意思に反して、この申立てをすることがで

意見を聽かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払

に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国

民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定

める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定につ

いては、行政不服審査法昭和三十七年法律第

百六十号)による不服申立てをすることができ

ない。

(報告の請求及び検査)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定

による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は

当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第二節 精神保健指定医の必置等

(精神保健指定医の必置)

第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常勤する精神保健指定医を置かなければ

(精神保健指定医の職務)

第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定に

より入院を継続させてこの法律による医療を行

う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三

項に規定する行動の制限を行う必要があるかど

うかの判定、第百条第一項第一号の規定により

外出させて経過を見ることが適當かどうかの判

定、同条第二項第一号の規定により外泊させて

経過を見ることが適當かどうかの判定、第百十

一条第一項第一号の規定によりこの法律による医

療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二

号の規定により入院をさせてこの法律による医

療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第

二項の規定により入院によらない医療を行う期

間を延長してこの法律による医療を行う必要が

あるかどうかの判定の職務を行う。

2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほ

か、公務員として、第九十六条第四項の規定に

よる診察並びに第九十七条第一項の規定による

立入検査、質問及び診察を行う。

(診療録の記載義務)

第八十八条 精神保健指定医は、前条第一項に規

定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精

神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定め

る事項を診療録に記載しなければならない。

第二節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

(指定医療機関への入院等)

第八十九条 指定入院医療機関の管理者は、病床

(病院の一部について第十六条第一項の指定を

受けている指定入院医療機関にあっては、その

指定に係る病床)に既に第四十二条第一項第一

又は第六十一条第一号の決定を受けた者

が入院しているため余裕がない場合のほかは、

第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由が

なければ、第四十二条第一項第一号又は第五十

一条第一項第二号の決定を受けた者に対する入

院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十条 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必

要な限度において、裁判所に対し、第三十七条

第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載し

た書面その他の必要な資料の提供を求めるこ

とができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行う

ため必要があると認めるときは、その必要な限

度において、他の医療施設に対し、対象者の診

療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の

提供を求めることができる。

(相談、援助等)

第九十一条 指定医療機関の管理者は、第四十二

条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第

一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定

により当該指定医療機関において医療を受ける

者の社会復帰の促進を図るために、その者の相談

に応じ、その者に必要な援助を行い、並びにそ

の保護者及び精神障害者の医療、保健又は福祉

に関する機関との連絡調整を行うよう努めな

ければならない。この場合において、指定医療

機関の管理者は、保護観察所の長と連携を図ら

第四節 入院者に関する措置 (行動制限等)

第九十二条 指定入院医療機関の管理者は、第四

十二条第一項第一号又は第六十二条第一項第一

号の決定により入院している者につき、その医

療又は保護に欠くことのできない限度において

、その行動について必要な制限を行うことが

できる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関

の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行

政機関の職員との面会の制限その他の行動の制

限において、厚生労働大臣があらかじめ社会保

障審議会の意見を聴いて定める行動の制限につ

いては、これを行うことができる。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生

労働大臣があらかじめ社会保険審議会の意見を

聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限

は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健

指定医が必要と認める場合でなければ行うこと

ができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医

療機関の管理者は、その基準を遵守しなければ

ならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようと

するときは、あらかじめ、社会保険審議会の意

見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四条 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当ないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。(処遇改善の請求による審査)

第九十六条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに關し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに關

し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審議会は、前項の審査をするに當たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院してい

る指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をして当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徵収等)

第九十七条 厚生労働大臣は、必要があると認められたときは、指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当ないと認めるときその他の事項及び期

に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第一項第一号若しくは第六十二条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行ふ精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第九十八条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二条の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の基準に適合していないと認めるときその他の第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当ないと認めるときは、当該指定入院医療機

関の管理者に対し、措置を講すべき事項及び期

限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を探ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第二百条第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第一項に規定する医学的管

理の下から無断で離れた場合を含む。)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めるなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
二 退去の年月日及び時刻

三 症状の概要

四 退去者を発見するための参考となるべき人相、服装その他の事項

五 入院年月日

六 退去者が行った対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

ついて、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対し入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第百五条 前条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第百六条 第四十二条第一項第一号又は第五十一

条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によって実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適切な接觸を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 繼続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第一百七条 精神保健観察に付された者は、速やか

に、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十九条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は

福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間ににおいて必要な情報交換を行なうなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正化

一 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなつたとき。

二 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至つたとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十五条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに

一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第百十条 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十五条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

一 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなつたとき。

二 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至つたとき。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

第五節 雜則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第百十一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十五条第一項第二号の決定を受ける者について、第四十三条第二項(第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 民間団体等との連携協力

第一百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十五条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、対象

伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院による医療を行う期間を延長してこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第百十二条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二号又は第五十五条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項(第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第百七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払った費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第一百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他書行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるよう努めなければならない。

第五章 雜則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第一百四条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘置所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一項(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第五十一項第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第一百五条 この法律の規定は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第一百六条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第一百七条 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関する知識を得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあった者
- 二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあった者
- 三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であった者が、第八十七条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあった者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、正當な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第七条の規定は公布の日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日施行する。)

(経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であって、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による

による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、指定医療機関における医療が、最新の司法精神医学の知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるものとする。

(精神医療等の水準の向上)

2 政府は、この法律による医療の対象とならない精神障害者に関する、この法律による専門的な医療の水準を勘案し、個々の精神障害者の特性に応じ必要かつ適切な医療が行われるよう、精神病床の人員配置基準を見直し病床の機能分化等を図るとともに、急性期や重度の障害に対応した病床を整備することにより、精神医療全般の水準の向上を図るものとする。

3 政府は、この法律による医療の必要性の有無にかかわらず、精神障害者の地域生活の支援のため、精神障害者社会復帰施設の充実等精神保健福祉全般の水準の向上を図るものとする。

(検討等)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他所要の措置を講ずるものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

- 一 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定

平成十五年七月十日 衆議院会議録第四十四号

心神喪失等の状態で重大な他書行為を行った者の医療及び觀察等に関する法律案及び同報告書

一一一

対象者の処遇の要否等を決定することを申し立てるものとすること。

(二) 地方裁判所の審判及び処遇の決定

申立てを受けた地方裁判所は、裁判官と医師とで構成する合議体で処遇事件を取り扱い、精神保健参与員の意見も聴いて審判を行うものとし、審判においては、対象者に弁護士である付添人を付した上、精神科医による鑑定結果等を考慮し、処遇の要否及び内容を決定するものとすること。

2 指定入院医療機関における医療等

指定入院医療機関は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を実施するものとし、当該医療機関の管理者は、必要に応じ退院の許可又は入院継続の確認の申立てを裁判所にしなければならないものとし、併せて、対象者側からも退院の許可の申立てができるものとすること。

3 地域社会における処遇

退院の許可を受けた者等は、指定通院医療機関において入院によらない医療を受けるとともに、保護観察所に置かれる社会復帰調整官による精神保健観察に付されるものとすること。

また、保護観察所の長は、入院中の対象者の社会復帰の促進を図るために、退院後の生活環境の調整を行うものとすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、精神保健行為に関する規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

てを裁判所にするものとすること。

右報告する。
平成十五年七月八日

法務委員長 山本 有一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案

五 その身体について他の性別に係る身体の性別に欠く状態にあること。

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続

する事案を送付する。

平成十五年七月一日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

6 国会への報告等

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとすること。

第一條 この法律は、性同一性障害者に関する法律上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(趣旨)
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的に及社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行つたう。

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて

次の各号にいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

一 二十歳以上であること。

二 現に婚姻をしていないこと。

三 現に子がないこと。

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続

する事案を送付する。

平成十五年七月一日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

3 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続

する事案を送付する。

平成十五年七月一日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

3 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続

する事案を送付する。

平成十五年七月一日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

3 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続

する事案を送付する。

平成十五年七月一日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

3 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続

する事案を送付する。

平成十五年七月一日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 綿貫 民輔殿

第二条の次に次の二条及び章名を加える。

(欠格事由)

第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過したもの

五 公務員(特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員を含む)で懲戒免職の処分を受け、当該処分の六から二年を経過しない者

六 第六条の五第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

七 第十四条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から一年を経過しない者

八 第二章 行政書士試験

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第五条の次に次の章名を付する。
第三章 登録
第六条第一項中「事務所の」の下に「名称及び」を加える。
第六条の二第一項中「を設けようとする」を「の所在地の属する」に改める。
第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第五条第一号」を「第二条の二(第二号)」に改める。

第七条の二第一項中「第十四条第一項」を「第十
四条」に改める。

第七条の三の次に次の章名を付する。

第四章 行政書士の義務

第八条第一項中「行政書士」の下に「(行政書士の使用者である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用者である行政書士(第三項において「使

用人である行政書士等」という。)を除く。次項、

次条、第十条の二及び第十一条において同じ。」

3 使用人である行政書士等は、その業務を行うための事務所を設けてはならない。

4 第十三条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条を第十三条の二十二とし、第十二条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

5 第十三条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条を第十三条の二十二とし、第十二条の次に次の二条、一章及び章名を加える。

6 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から二年(業務の全部の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

7 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

8 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

9 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

10 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

11 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

12 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

13 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

14 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

15 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

16 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

17 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

18 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

19 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

20 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

21 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

22 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

23 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

24 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

25 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

26 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

27 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

28 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

29 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

30 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

31 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

32 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

33 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

34 第十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においては、当該業務の全部の停止の期間)を絏過しないもの

(名称)

第十三条の四 行政書士法人は、その名称中に行政書士法人という文字を使用しなければならない。

第十三条の五 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。

第十三条の六 行政書士法人を設立するには、そ

れに對抗することができない。

第十三条の七 行政書士法人は、政令で定めると

ころにより、登記をしなければならない。

事項は、登記の後でなければ、これをもつて第

三者に對抗することができない。

第十三条の八 行政書士法人を設立するには、そ

の社員となるうとする行政書士が、共同して定

めなければならない。

第十三条の九 行政書士法人を設立するには、そ

の社員となるうとする行政書士が、共同して定

めなければならない。

第十三条の十 行政書士法人は、成立したとき

は、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本

及び定款の写しを添えて、その旨を、その主た

(登記)

第十三条の七 行政書士法人は、政令で定めると

ころにより、登記をしなければならない。

事項は、登記の後でなければ、これをもつて第

三者に對抗することができない。

る事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会(以下「主たる事務所の所在地の行政書士会」という。)を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

い。

2 日本行政書士会連合会は、その会則の定めるところにより、行政書士法人名簿を作成し、その事務所に備えて置かなければならない。

(定款変更の届出)
第十三条の十一 行政書士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。(業務を執行する権限)

第十三条の十二 行政書士法人の社員は、定款で

別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項の規定にかかるらず、当該特定業務に係る特定社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第十三条の十三 行政書士法人の業務を執行する社員は、各自行政書士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 特定業務を行うことを目的とする行政書士法人における当該特定業務については、前項本文の規定にかかるらず、当該特定業務に係る特定

社員のみが各自行政書士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に当該特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

五 除名
(解散)

第十三条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 他の行政書士法人との合併

四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第十四条の二第一項第三号の規定による解散の処分

賛本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

(民法の準用等)

第十三条の二十一 民法第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三百二十六条第一項、第三百三十四条から第三百三十五条ノ五まで、第三百三十五条ノ八、第三百三十六条ノ二、第三百三十七条、第三百三十八条及び第三百三十八条ノ三の規定

は、行政書士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「日本行政書士会連合会」と読み替えるものとする。

第十三条の二十二 民法第三十二条から第三十六条までの規定は、行政書士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条、第五十九条及び第一百十二条の規定は行政書士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第十三条の二十三 民法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、行政書士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「行政書士法第十三条の十六」と読み替えるものとする。

第十三条の二十四 商法第七十七条から第八十三条までの規定は、行政書士法人の外部の関係について準用する。

第十三条の二十一 行政書士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 行政書士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 第十三条の五第一項各号のいずれかに該当する」となつたこと。

第十三条の二十一 行政書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその行政書士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の行政書士法人の社員となつてはならない。

(行政書士の義務に関する規定の準用)

第十三条の二十二 第八条第一項、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、行政書士法人について準用する。

(法定脱退)

第十三条の二十三 行政書士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 行政書士の登録の抹消

二 定款に定める理由の発生

三 総社員の同意

四 第十三条の五第一項各号のいずれかに該当

する」となつたこと。

第十三条の二十一 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によって設立した行政書士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

3 行政書士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によって設立した行政書士法人にあつては、登記簿の

(行政書士法人の入会及び退会)

第十六条の六 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。

2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。

4 行政書士法人は、第二項の規定により新たに行政書士会の会員となつたときは、会員となつた日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

5 行政書士法人は、第三項の規定により行政書士会を退会したときは、退会の日から二週間に内に、その旨を、当該行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。

6 行政書士法人は、解散した時に、その所属するすべての行政書士会を退会する。

第十七条第一項中「の住所、氏名、事務所の所在地その他都道府県知事の」を「に関し総務省令で」に改める。

第十八条第二項中「行政書士の品位」を「行政書士会の会員の品位」に改める。

第十八条の二第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第十八条の三を次のよう改める。

第十八条の六の次に次の章名を付する。

第八章 雜則

第十九条の見出しを「業務の制限」に改め、同

条第一項中「行政書士」の下に「又は行政書士法人」を加え、同条第三項を削る。

第十九条の二を第十九条の四とし、第十九条の二に次の一を加える。

(名称の使用制限)

第十九条の二 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

2 行政書士法人でない者は、行政書士法人又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

3 行政書士会又は日本行政書士会連合会でない者は、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

4 行政書士法人は、第十三条の十七において準用する第九条又は第十二条の規定に違反したときは、その違反行為をした行政書士法人の社員は、三十万円以下の罰金に処する。

5 行政書士法人が第十三条の二十一第一項の規定による当該負の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 行政書士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

(行政書士の使用者等の秘密を守る義務)

第十九条の三 行政書士又は行政書士法人の使用者その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士又は行政書士法人の使用者その他の従業者でなくなつた後も、また同様とする。

7 第二十条中「ものの外、行政書士」を「ものほか、行政書士又は行政書士法人」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第九章 罰則

第二十条の二の前の見出しを削る。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二十二条第一項中「第十二条」の下に「又は第十九条の三」を加え、「十万円」を「五十万円」に改める。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第十三条の二十一第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(第十三条の二十一第七項において準用する同法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

六 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

八 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

九 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十一 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十二 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十三 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十四 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十五 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十六 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十七 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十八 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

十九 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

二十 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

二十一 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

二十二 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

二十三 第十三條の二十一第七項において準用する商法第一百三十二条第一項の規定に違反して財産を分配したとき。

(日本行政書士会連合会に対する懲戒手続開始の通告に関する経過措置)

第三条 新法第十四条の四第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行

政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした場合については、適用しない。

(行政書士の懲戒処分の公告に関する経過措置)

第四条 新法第十四条の五の規定は、施行日前にこの法律による改正前の行政書士法第十四条第一項の規定による処分をした場合については、適用しない。

(行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則の変更に関する経過措置)

第五条 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、施行日までに、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、かつ、当該変更に伴い必要となる都道府県知事又は総務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該変更及び当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際にその名称中に行政書士法人、行政書士会若しくは日本行政書士会連合会又はこれらと紛らわしい名称を用いている者については、新法第十九条の二第二項又は第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(税理士法の一部改正)

第七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二の見出し中「行政書士」を行

政書士等」に改め、同条中「行政書士は、行政書士」を「行政書士又は行政書士法人は、それぞれ行政書士又は行政書士法人」に改める。

理 由

行政書士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、行政書士の業務を行うことを目的とする行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第三十八号中正誤
ペジ 段 行 誤 正 三 二 三 議決をした。 議決した。

第三種郵便物認可日
明治三十五年三月三十一日

発行所
二東京一〇番地 独立行政法人 国立印刷局
四都五区八四 号港虎ノ門二四五 五丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 四六〇円)